# 立憲民主党
# 国会レポート
# 2026

（第218回臨時国会・第219回臨時国会
第220回通常国会・第221回特別国会）



異例ずくめの国会に
立憲民主党は
どう臨んだか――

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

# 目 次


**序　文**　**「立憲民主党国会レポート 2026」発刊にあたって**

野党第１党として野党連携を主導、政権与党と厳しく対峙 ..... p. 1

**第１章**　**218 回臨時国会～221 回特別国会総括**

強権的な高市政権と対決し、「生活どまんなか」の政治への転換を ..... p. 2

**第２章**　**焦点となった法案・課題への対応**

1. 国家情報会議設置法案　―歯止めなき調査活動に反対 ..... p. 5
2. 個人情報保護法改正案　―利活用と保護のバランスを欠く規制緩和 ..... p. 5
3. 皇室典範　―象徴天皇制にふさわしい、真に安定的な皇位継承の方策の実現を ... p. 6
4. 国旗損壊処罰法案　―政府批判を抑える法案に反対 ..... p. 7
5. 入管法等改正案　―在留許可手数料の大幅な引き上げを危惧 ..... p. 7
6. 社会保障国民会議　―「給付付き税額控除」の実現を求めて ..... p. 8
7. 政治改革　―政治の信頼回復と民主主義の擁護 ..... p. 10
8. 刑事訴訟法　―冤罪被害者の思いに寄り添った再審法改正を ..... p. 12
9. ガソリン・軽油の暫定税率廃止　―半世紀続いた不合理な税負担の解消を実現 ... p. 13
10. 副首都法案　―「大阪の、大阪による、大阪のための」法案を徹底追及 .... p. 15
11. 医療法等改正案　―あるべき地域医療の確立に向けて修正提案 ..... p. 16
12. 水俣病　―被害救済の実現を目指して ..... p. 17
13. 健康保険法等改正案　―高額療養費制度の抜本改革等を提案 ..... p. 18
14. 食糧法改正案　―政府案に反対 ..... p. 19
15. 主要農作物種子確保法案　―議員立法を提出 ..... p. 19

**第３章**　**各分野の活動**

16. 内閣 ..... p. 20
17. 災害対策 ..... p. 21
18. 復興・福島再生 ..... p. 21
19. 消費者問題 ..... p. 22
20. 子ども政策 ..... p. 23
21. 総務・政治改革 ..... p. 24
22. 法務・憲法 ..... p. 26
23. 外務・安保 ..... p. 28
24. 財務金融・税制・経済財政 ..... p. 30
25. 文部科学 ..... p. 32
26. 厚生労働 ..... p. 34
27. 農林水産 ..... p. 36
28. 経済産業 ..... p. 38
29. 環境・エネルギー・原子力 ..... p. 40
30. 国土交通 ..... p. 42
31. 予算・決算・行政監視 ..... p. 44

**資　料**

立憲民主党が提出した議員立法 ..... p. 46
国会案件一覧（218 回臨時国会～220 回通常国会） ..... p. 51
国会案件一覧（221 回特別国会） ..... p. 58
「次の内閣」・政務調査会役員等一覧（219 回臨時国会～220 回通常国会） ... p. 67
政務調査会役員等一覧（221 回特別国会～2026 年 8 月 28 日現在） ..... p. 70

## 「立憲民主党国会レポート２０２６」発刊にあたって

# 野党第１党として野党連携を主導、政権与党と厳しく対峙



**立憲民主党　政務調査会長**

**徳永エリ**

日頃より立憲民主党への温かいご支援をいただき感謝申し上げます。水岡俊一代表の下で政調会長を拝命いたしました、徳永エリです。

さて、皆様ご存じの通り、2025 年夏の参議院議員選挙、そして 2026 年冒頭の衆議院議員総選挙を経て、政治状況は大きく変化し、立憲民主党の態様も大きく変わった激動の一年でした。

2025 年の参議院選挙では与党が大きく議席を減らし、参議院でも与党過半数割れという結果となりました。これを受け自民党総裁選が行われ、高市総裁が選出されたのち、公明党が連立を離脱して野党へ転じ、新たに日本維新の会が自民党と連立を組むという、政界の大きな再編が起きました。

立憲民主党は野田代表の下で執行部（当時）と「次の内閣」を刷新し、政調会長に本庄知史衆議院議員（当時）が就任しました。秋の 219 回臨時国会では衆参の野党の力を結集し、半世紀続いたガソリン税・軽油引取税の暫定税率（当分の間税率）の廃止を実現しました。さらに、「責任ある積極財政」を標榜しながら物価高に無策な高市政権に対し、公明党と共同で予算組み替え動議を提出するなど、野党第 1 党として他党との連携を主導し、政権与党と厳しく対峙してまいりました。

しかし、2026 年冒頭、高市首相は突如として衆議院を解散し総選挙になりました。野田執行部は中道政治の力を結集し「生活者ファースト」の政策を着実に前

へ進めるべく「中道改革連合」を結成して臨みましたが、立憲民主党出身の元職144人のうち当選者が21人にとどまるという極めて厳しい大敗を喫しました。

結果、221回特別国会において立憲民主党は参議院のみの39人の勢力となりました。しかし、与党が過半数を割っている参議院において、野党第1党としての責任は極めて重いものがあります。私たちは中道改革連合、公明党とともに中道リベラルから穏健保守までの力を結集し、勇ましい言葉ばかりが躍る高市政権に対抗するため、「三党合同政調審議会」を設置して政策連携を密にしました。国民の権利と暮らしを守る観点から、改悪の懸念が拭えない「刑事訴訟法改正案」（再審法改正案）や「個人情報保護法改正案」には3党一致して反対し、党利党略の「国旗損壊処罰法案」や「副首都法案」の成立阻止に全力を注ぎました。

一方で、私たちは決して数合わせのために理念を曲げることはありませんでした。3党連携を重んじつつも、人権や生活の根幹に関わる「国家情報会議設置法案」「入管法等改正案」「健康保険法等改正案」などの重要法案においては、基本理念に基づき独自の姿勢を堅持して反対を貫きました。また、「立法府の総意」を軽視した皇室典範改正の動きに対しても安易に同調せず、毅然と対峙してまいりました。

現在、自民・維新の連立による高市政権は、衆議院における絶対安定多数を背景に、国会審議時間の削減や拙速な法案提出を繰り返し、国会と国民を軽視する強引な政権運営を続けています。

今求められているのは、強権的な政治ではなく、国民一人ひとりの声に耳を傾け、暮らしを底上げする政治です。立憲民主党はこれからも党綱領の「自由」「多様性」「共生社会」「国際協調」「未来への責任」を基本理念に、働く者や生活者の声に根ざした「生活どまんなか」の政治を取り戻すため、建設的な政策提言を重ねながら、他の野党とも連携して高市政権の暴走にしっかりと歯止めをかけてまいります。

引き続きのご支援を心よりお願い申し上げます。

# 第１章　218 回臨時国会～221 回特別国会総括

# 強権的な高市政権と対決し、「生活どまんなか」の政治への転換を

## 218 回臨時国会

2025 年 7 月 20 日、第 27 回参議院選挙が行われた。立憲民主党は、「物価高から、あなたを守り抜く」をスローガンに、暮らしに寄り添う政治の実現を掲げて戦った。衆参ともに過半数割れとなったが、立憲民主党は現有議席を維持することはできなかった。

218 回臨時国会は、2025 年 8 月 1 日から 8 月 5 日（5 日間）の会期で開かれた。衆参における予算の集中審議で、アメリカの関税措置等内外の諸課題についてただした。野党 8 党の政策責任者の合意に基づき、ガソリン税暫定税率廃止法案を提出した。

## 立憲新体制確立、自公連立から自維連立へ

三大選挙で敗北した石破首相は続投の意向を示していたが、9 月 7 日になって自民党総裁を辞任する意向を表明した。立憲民主党は、自民党より早く体制を強化し党改革へステップを進めるとして、9 月 11 日、新執行体制を発足させた。政調会長も交代し、「次の内閣」（ネクスト・キャビネット）はポストの新設・再編を行い、野田ネクスト総理大臣以下 19 名の「次の内閣」体制となった。また、中長期的議論を行うため、新たに外交・安全保障総合調査会、環境・エネルギー総合調査会、社会保障改革総合調査会を設置した。

9 月 19 日の自公立党首会談で、給付付き税額控除の協議体を作ること、ガソリン税の暫定税率廃止についての議論を加速すること、政治とカネの問題について引き続き協議することで合意した。

自民党は、10 月 4 日の総裁選で、高市早苗氏を第 29 代自由民主党総裁に選出した。10 月 10 日、公明党は連立から離脱し、13 年ぶりに野党となった。一方、首班指名を巡る統一候補に関し、野党党首会談に参加していた日本維新の会は、野党連携協議から離脱し、10 月 20 日、自民党との連立政権樹立で合意した。

## 219 回臨時国会でガソリン暫定税率廃止を実現

219 回臨時国会は、10 月 21 日から 12 月 17 日の会期 58 日間で開かれた。10 月 21 日、高市早苗氏が第 104 代内閣総理大臣に指名され、自維連立政権が発足した。

立憲民主党は、委員長提出法案を含め 10 本の議員立法を提出した。主な議員立法は、食料品消費税ゼロ法案、障がい児福祉所得制限撤廃法案、人身売買厳罰化法案、大阪・関西万博特措法改正案、運輸事業振興助成法改正案などである。

野党 7 党が提出し継続審議となっていた「ガソリン暫定税率廃止法案」は、与野党 6 党の実務者協議の合意を踏まえて修正の上、可決・成立し、ガソリン暫定税率の廃止を勝ち取る成果を上げた。

「責任ある積極財政」を掲げる高市政権は、「強い経済」を標榜する総合経済対策を打ち出したが、立憲民主党は「無責任な放漫財政」ではなく物価高騰に苦しむ国民の暮らしに応えるべきであるとして、11 月 14 日、「くらし・いのちを守り、賃上げを加速する緊急経済対策」を策定した。令和 7 年度補正予算に対し、公明党と共同で組み替え動議を提出したが、否決された。

## 220 回通常国会の冒頭で解散

220 回通常国会は 2026 年 1 月 23 日から 150 日間の会期で召集されたが、高市首相は冒頭解散を強行した。これに先立ち、「中道改革の旗印となる 5 つの旗」に賛同する立憲民主党、公明党の衆議院議員・候補者が結集して中道改革連合を結成した。総選挙では中道改革連合として、「生活者ファースト」を掲げて戦った。

## 「高市内閣 2.0」スタートの 221 回特別国会で国会軽視と対決

221 回特別国会は、2 月 18 日から 7 月 25 日まで開かれた（会期 150 日間、延長 8 日間）。総選挙で圧勝した高市首相は、3 分の 2 超の議席を獲得したことを背景に、「国論を二分する政策」に挑戦する「高市内閣 2.0」の始まりと宣言した。参議院では野党が依然として多数とはいえ、与党は衆議院の再議決カードを持つとともに、野党の一部や無所属議員を取り込んで参議院での逆転を図ろうとした。

高市内閣は数の力を背景に強引な姿勢を崩さず、国会軽視が目立った。委員会では委員長職権による開催や「空回し」が強行されたほか、高市首相が出席した衆参両院の予算委員会集中審議は計 10 回（30 時間台）と、石破前首相の実績（18 回・90 時間）から激減し、月 1 回開催の取り決めである党首討論もわずか 2 回にとどまった。さらに首相自身も、「サナエトークン」問題や中傷動画疑惑に対して不誠実な答弁に終始し、陳述書の提出で逃げ切りを図ろうとするなど、熟議を拒む姿勢が際立った。

立憲民主党は、中道改革連合、公明党とともに、3 党の合同部会や、「三党合同政調審議会」などを通じて、協力して国会活動や政策対応を行った。

3 党は、イラン情勢に伴う原油高などによる影響調査を共同で実施し、緊急提言をまとめ、合同集会を開催したほか、緊急経済対策を策定し、補正予算の編成を求めた。

その結果、政府・与党は、暫定予算編成や補正予算編成を余儀なくされた。また、強権的な国会運営により議会政治が脅かされていることに対し、3 党をはじめとする野党は結束して対応し、政府・与党を会期延長に追い込むとともに、衆議院議員定数削減法案の成立を阻止した。

3 党は、「ペルシャ湾内に滞留する日本関係商船の乗組員等の安全確保に関する申し入れ」や「防衛装備移転三原則の運用指針の見直し及び厳格化に関する提言」「メルコスールとの EPA 交渉についての要請」「水田政策の見直しに関する提言」「～水俣病公式確認 70 年を迎えて～環境安全保障の確保を求める要望」など、共同で提言や要望をまとめ政府に対し実現を働きかけた。

さらに特別国会閉会後の 7 月 28 日に発生した熊本地震災害に対し、3 党は合同対策本部を設置し、共同して緊急提言の申し入れや現地調査を行うなど、被災者の生活再建と被災地の復旧・復興の後押しに全力で取り組んだ。8 月の千葉豪雨をはじめとする各種災害に対しても共同対応に努めた。

## 議員立法・修正案で立憲の姿勢を旗幟鮮明に

3 党は、16 本の議員立法を審査し衆議院に提出するとともに、多くの法案対応で一致を見た。一方で、入管法改正案、国家情報会議設置法案、健康保険法等改正案、主要食糧需給価格安定法改正案、皇室典範等改正案、2024 年度決算については賛否が分かれた。

立憲民主党は、児童扶養手当「所得制限の壁」引き上げ法案、主要農作物種子確保法案、被選挙権年齢引き下げ法案、障がい児福祉に係る所得制限撤廃法案、空襲被害者救済法案、水俣病被害者救済新法案の 6 本を参議院に提出した。

立憲民主党は、特例公債法改正案や所得税法等改正案、国家情報会議設置法案、健康保険法等改正案、個人情報保護法改正案、刑事訴訟法改正案、皇室典範等改正案に対し修正案を提出するなど、高市政権の数の力の横暴と国会軽視の姿勢へ旗幟を鮮明にして対峙した。

# 第２章　焦点となった法案・課題への対応

## 1 国家情報会議設置法案
### ―歯止めなき調査活動に反対

**有識者会議の議論を経ずに提出**

政府は、221 回特別国会に「国家情報会議設置法案」を提出した。政府の有識者会議等での議論を経ずに提出された法案の内容は、内閣情報調査室および内閣情報官を格上げし、「国家情報局」および「国家情報局長」を創設するなど、2025 年 10 月に自民党と日本維新の会が結んだ連立政権合意書の内容に符合するものであった。この連立政権合意書にはスパイ防止法関連法制を整備することも記載されており、今後、法整備へ向けた動きが想定される。

**独立機関による民主的統制を求める**

近年の厳しい国際情勢の下、政策判断に必要な情報を適切に収集・分析するため、インテリジェンス機能の強化は重要である。しかし、過去に警察や自衛隊などのインテリジェンス機関が恣意的な調査で国民のプライバシーを侵害した例があり、こうした事案の再発を実効的に防止する仕組みがなければ、インテリジェンス機能強化の大前提である国民の信頼を確保することができない。

立憲民主党は、個人情報保護と民主的統制の強化のための対案として、①重要情報活動の定義の修正、②基本的人権・政治的中立性への配慮、③国会への報告に関する規定の追加、④インテリジェンス機関を監督する独立機関の設置検討を求める修正案を参議院に提出したが否決され、法案に反対した。法案は可決・成立した。

## 2 個人情報保護法改正案
### ―利活用と保護のバランスを欠く規制緩和

**個人の権利保護が大きく後退**

デジタル社会の進展で個人情報の利用が拡大し、個人情報の適正な取扱いを確保する必要が高まっている。2024 年に設置された、個人情報保護法の見直しへ向けた政府の検討会では、違反行為に対する課徴金制度・適格消費者団体による差止請求制度・集団的救済制度など、個人の権利保護を強化する仕組みについて議論していた。ところが、政府が 221 回特別国会に提出した「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」は、課徴金制度の対象事業者・対象行為を狭く限定し、差止請求制度・集団的救済の導入を見送った。他方で法案は、これまで本人同意が必要とされてきた要配慮個人情報（病歴・思想信条・信仰・犯罪歴など）について、AI 開発を含む「統計作成等」のため本人同意なく第三者へ提供できる「特例」を定めるなど、個人の権利保護を大きく後退させる内容であった。

**制度への信頼を損なう改正に反対**

今回の改正案は、配慮個人情報を匿名化等の加工をしないまま企業や行政、個人事業主に提供可能とする一方で、違反や悪用への防止・救済が弱く、個人情報保護制度への信頼を損ない、データの利活用を阻害する。立憲民主党は、要配慮個人情報を「特例」の対象外とする修正案を参議院に提出したが否決されたため、法案に反対した。法案は可決・成立した。

# 3 皇室典範

## ―象徴天皇制にふさわしい、真に安定的な皇位継承の方策の実現を

### 安定的な皇位継承に関する方策

約 80 年ぶりの本則改正である今回の皇室典範改正の議論の出発点となったのは、2017 年の「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」に対する衆参両院の附帯決議であった。附帯決議は、法施行後速やかに、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について政府に検討を行わせ、その報告を受け国会が「立法府の総意」を取りまとめられるよう検討することを求めた。

政府は 2021 年 3 月、有識者会議を設置し、同年 12 月に報告書が取りまとめられた。報告書は、①女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持するが、配偶者と子は一般国民とすること、②皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること等を示した。安定的な皇位継承の方策を先送りし、皇族数の確保に絞った報告書が、立法府の協議の土台となった。

立憲民主党は、2021 年 12 月、代表直轄の「安定的な皇位継承に関する検討委員会」を設置し、党内議論を開始した。検討委員会は、2024 年 3 月、論点整理をまとめ、今後の全体会議での主張のベースとした。

### 全体会議で問題点を指摘

2024 年 5 月 17 日、衆参両院の正副議長の下で、各党・各会派による全体会議が始まった。立憲民主党は、有識者会議報告書の選択肢の問題点を指摘した。2025 年 4 月以降、正副議長と元首相 2 人の間で水面下の協議も行われ、女性皇族の婚姻後の身分保持のみ決めていく方向性も見出されたが、自民党によって反故にされた。

2024 年 11 月、立憲民主党は検討委員会を「安定的な皇位継承に関する検討本部」に改組したが、2026 年の衆議院議員総選挙後に体制を刷新し、再開された全体会議に臨んだ。

6 月 10 日の第 10 回全体会議では、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案を了とするとともに、女性天皇などの国民的議論を惹起すべき旨を指摘した。しかし、党の意見が反映されないまま、正副議長の「立法府の対応に関する議論のとりまとめ」が行われ、政府は 6 月 30 日、「皇室典範等の一部を改正する法律案」を閣議決定し国会に提出した。

### 立憲民主党は修正案を提出

改正案は、衆議院では議院運営委員会で審議されたが、参議院では特別委員会を設置し審議を行った。

正副議長のとりまとめは「立法府の総意」とは言えず、改正案には問題の多い養子縁組案が規定され、養子皇族の子孫が男子なら皇位継承資格を持つなどの内容も盛り込まれていたことから、立憲民主党は修正案を提出した。

修正案の内容は、①女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することに関する改正のみを行う、②その配偶者や子孫が皇族の身分を有するかどうかについては引き続き検討を行う、③養子に関する部分については改正を取りやめること等であった。

立憲民主党は、皇室典範改正は象徴天皇制の基本に関わる重要課題であり、立法府として十分な合意形成と国会審議が必要であると指摘した。採決の結果、修正案は否決され、立憲民主党は反対したが、政府原案が可決・成立した。また、衆参正副議長の要請に基づく附帯決議が付された。

立憲民主党は今後とも、日本国憲法下での象徴天皇制にふさわしい、真に安定的な皇位継承の方策の実現を目指していく。

# 4 国旗損壊処罰法案

## ―政府批判を抑える法案に反対

2025 年に自由民主党と日本維新の会が交わした連立政権合意書には「日本国国章損壊罪」制定が記載され、高市首相は 2026 年衆議院議員総選挙の第一声で法制定への意欲を語った。自民党と日本維新の会は国民民主党・参政党と共同で 221 回特別国会に「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」を衆議院へ提出した。

### 専門家が憲法違反と批判

法制審の議論を経ることなく提出されたこの法案には、研究者から次々と問題点が指摘された。法案は、人を「著しく不快」にさせる等の態様で、日本の国旗等を損壊・汚損する行為を処罰するものであるが、①立法事実の不存在（他人所有の国旗等を損壊等する行為は既存法令で処罰可能）、②表現の自由との抵触（自己所有の国旗を損壊等する行為は政府への批判など表現行為として行われることが想定され、処罰は表現の自由に抵触）、③罪刑法定主義違反（対象や行為態様の規定があいまい）等と批判され、衆参両院の内閣委員会での参考人質疑では、複数の参考人から違憲立法の疑いがあると指摘された。

政府が立憲主義のもと健全に機能するためには、政府を批判する自由が保障されなければならず、批判を抑え込む立法は民主主義の健全な発展を阻害する。立憲民主党は法案に反対したが、法案は可決・成立した。

# 5 入管法等改正案

## ―在留許可手数料の大幅な引き上げを危惧

わが国の在留外国人数は 2025 年時点で約 413 万人に上った。これに伴い政府は外国人の受入れ、秩序ある共生を目指す上で、外国人の適正かつ円滑な受入れ体制の構築、秩序ある共生社会の実現に向けた取り組みが不可欠であるとして①在留手数料の引き上げ、②JESTA(電子渡航認証制度)創設を行うための、「出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を 221 回特別国会に提出した。

### 適正な在留許可手数料の設定を

今回の改正で日本在留の外国人が在留資格を変更・更新する際にかかる手数料の上限額が現行 1 万円から 10 万円に、永住許可は 30 万円に引き上げられた。

そのため、在留許可手数料の引き上げが外国籍の人の生活基盤を直撃し、非正規在留者の増加を招くことで日本国内の人手不足が深刻化することも危惧される。

以上の問題があることから、立憲民主党は反対したが、同法案は可決・成立した。

立憲民主党は引き続き、在留許可手数料の適正な設定と多文化共生社会実現を目指していく。

# 6 社会保障国民会議
## ―「給付付き税額控除」の実現を求めて

立憲民主党は元来、消費税の逆進性（所得が低い人ほど負担の割合が高くなる性質）への対策として、高所得者ほど負担軽減額が大きくなる軽減税率制度に代えて、「給付付き税額控除」を導入することを党の主要政策として掲げており、2025 年の参議院議員選挙公約でも重点政策の 1 つとして掲げた。

当時、野田代表と石破首相は、国会において度々議論を交わし、野田代表からは「給付付き税額控除」の導入に向けた議論・協議を重ねて提案していたところ、石破首相は、「給付付き税額控除」は「1 つの解」であり、立憲民主党との協議に応じる旨の答弁を行った。

### 自民・公明との党首会談で協議体設置を合意

こうした経過の中で、2025 年 9 月 19 日には、立憲・自民・公明 3 党の党首会談が行われ、「給付付き税額控除」についての協議体を設置することが合意された。重ねて、9 月 25 日には、3 党の幹事長・政調会長会談が行われ、「給付付き税額控除」の導入を前提として、具体的な制度設計を行うための協議とすることを確認し、その後、政調会長間で協議が開始された。

### 社会保障国民会議の設置と参加

石破総裁の辞任に伴う自民党総裁選が行われ、10 月に高市新総裁・首相が誕生した。高市首相は総裁選公約で「給付付き税額控除」の制度設計に着手することを掲げており、首相就任後の所信表明演説では、制度導入に向けて「超党派かつ有識者も交えた国民会議」の設置を訴えた。これを受け、立憲・自民両党の政調会長間で断続的に意見交換を行い、立憲民主党からは、国民会議は政府内ではなく国会に設置して政府と政党の共同開催とすること、議題は「給付付き税額控除」の制度設計とすること、スケジュールを明確化することなどを要請した。こうしたやり取りの末、当時は、この内容を前提に、これまで政党間で行われていた協議を国民会議に一本化することを確認していた。

その後、高市首相により突如として衆議院が解散され、選挙戦に突入することになったが、自民党は公約で、高市首相の「悲願」であり、日本維新の会との連立合意にも盛り込まれた「飲食料品の消費税率ゼロ」についても国民会議の議論の対象とすることを掲げた。

選挙終了後、自民党は、各党に国民会議への参加を呼び掛けたが、立憲民主党は、当初議論の対象とされていなかった「飲食料品の消費税率ゼロ」が国民会議のテーマに盛り込まれたこと等に鑑み、冒頭からの参加は見送った。第 1 回社会保障国民会議は 2026 年 2 月 26 日に開催され、自民党、日本維新の会、チームみらいの 3 党のみが参加した。この国民会議の下に「給付付き税額控除等に関する実務者会議」が設置され、3 月 12 日には、国民民主党も参加して、第 1 回の会合が開催された。

その後、懸案が一定程度解消されたことを受け、立憲民主党は、3 月 25 日の第 3 回実務者会議から参加した。なお、同回から中道改革連合と公明党、4 月 8 日の第 5 回実務者会議からは日本保守党も参加し、国民会議は与野党 8 党により構成されることとなった。



2026.07.29 首相官邸で開催された社会保障国民会議に出席し、意見表明をする水岡代表

### 実務者会議で問題提起と提案を重ねる

実務者会議では、併せて国民会議の下に設置された有識者会議における議論を踏まえ、「給付付き税額控除」の制度設計について議論を行うとともに、同制度導入までの「つなぎ」措置として位置付けられた「飲食料品の消費税率ゼロ」について、関係団体や専門家からヒアリングした上で議論を重ねた。

6 月 17 日の第 15 回実務者会議では、2029 年度から「所得に連動したきめ細かな給付」を導入することとし、それまでの「つなぎ」として、2027 年 4 月から飲食料品にかかる消費税率を 1%とするとともに、残りの 1%相当分については「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を実施するとした「議長案」が提示され、その後、同案をベースに「中間とりまとめ」が議論されることとなった。

立憲民主党は、「所得に連動したきめ細かな給付」について、①中低所得の現役勤労者のみを対象とした制度であるために、基準となる収入ライン以下の低所得者・無所得者が対象から除外されており、昨今の物価高で最も生活が厳しい層に支援が届かないこと、②「税額控除」のない就労促進のための給付措置であり、これを「給付付き税額控除」と呼称することは、実態と著しく乖離しており、国民の誤解を招く恐れがあることから、別途適切な名称とすべきであること、③今回の制度は、あくまでも今後に向けた第一歩であり、引き続き、本格的な「給付付き税額控除」の早期導入に向けて議論を継続すべきであることなどを訴えた。また「つなぎ」については、①減税終了後、低所得者・無所得者が大幅増税となること、②影響を受ける農業・外食産業への具体的な支援策や財源が全く示されていないことなどを問題点として指摘した上で、現下の状況に鑑みれば、消費税の減税にこだわることなく、まずは、住民税非課税世帯等を対象とした給付など、速やかな実施が可能な給付を年内に行うべきと主張した。

このうち、特に「つなぎ」の食料品消費税の減税については、ヒアリングした関係団体や専門家の大半が否定的見解を示していたことに加えて、野党側からの反発が強く、結局、全 22 回に及ぶ実務者会議の結果、「中間とりまとめ」は、各党の意見を併記する形で取りまとめられ、国民会議に報告されることになった。

### 国民会議で「中間とりまとめ」反対を明言

7 月 29 日、高市首相や各党代表出席の下、第 2 回となる国民会議が開催された。同会議では、実務者会議議長から「中間とりまとめ」の内容が報告された後、各党代表が意見を表明した。立憲民主党からは水岡代表が出席し、実務者会議で主張してきた意見を改めて表明し、「中間とりまとめ」には反対であることを明言した。

しかしながら、わずか 1 日後の 7 月 30 日には、高市首相が「議長案」通りの内容で進める方針を表明し、自民党内の反対意見も押し切って、8 月 5 日には「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」を閣議決定した。これは「国民会議」と銘打って 22 回に及ぶ真摯な議論を重ねてきた全ての関係者に対する冒涜であった。

立憲民主党は、これまでの議論を踏まえ、国民生活に資する政策が行われるよう、引き続き、全力を挙げていく。

# 7 政治改革

## ―政治の信頼回復と民主主義の擁護

### 禁止への第一歩としての制限強化を

自民党の裏金問題を受けて、政治への信頼は地に落ちた。国民の政治不信を払拭するため、2025 年 9 月 19 日の立憲民主党、自由民主党、公明党の 3 党党首会談で「政治とカネの問題についても引き続き協議すること」で合意した。9 月 25 日の 3 党の政治改革本部長による協議で、「企業・団体献金の改革については、政治資金監視委員会の設置に関する議論と並行して各党協議会で議論し、令和 9 年 1 月 1 日の政治資金規正法等改正の施行を見据え、結論を得ることとする」ことを確認した。公党間の約束として自民党新総裁選出後も引き継いでいくことを求めたが、日本維新の会と連立を組んだ高市首相は、野田代表に対し、「そんなことより定数削減しましょうよ」という態度に終始した。

国民民主党と公明党は、219 回臨時国会に、企業・団体献金の受け皿を政党本部と都道府県連に限定し、寄付額に上限を設ける「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（制限強化法案）を衆議院へ提出した。立憲民主党は、全面禁止法案の成立の見込みがない中、全面禁止に向けた一里塚として制限強化法案に協力し、問題解決の前進を図ることとした。

自民党と日本維新の会は、217 回通常国会に提出し継続審議となっていた「政治資金規正法の一部を改正する法律案」（公開強化法案）について、企業・団体献金を受けることができる政党支部を指定政党支部に限定するなどの修正案を 219 回臨時国会に提出するとともに、国会に置かれる学識経験者より構成される合議制の組織で、政治資金の収入に関する制度の在り方の検討を行うこと等について定めた「政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案」（有識者会議設置法案）を衆議院へ提出した。政治とカネに関する法案は、いずれも採決に至らず、継続審議となったが、衆議院解散に伴い廃案となった。

2026 年の総選挙後、立憲民主党は中道改革連合、公明党とともに制限強化法案を取りまとめ、221 回特別国会に中道改革連合と国民民主党が衆議院へ提出し、与党が再提出した有識者会議設置法案、参政党・チームみらい提出の全面禁止法案の 3 法案が審議されたが結論は出ず、継続審議となった。また、参議院には、国民民主党と公明党が制限強化法案を提出したが、審議に至らないまま廃案となった。

政治資金監視委員会の具体化に向け、立憲民主党を含む与野党 7 会派で「法案作成チーム協議会」が設けられ協議を重ねたが、法案提出には至らなかった。

### 偽・誤情報対策と選挙運動の自由の両立

民主主義の根幹をなす選挙において、SNS 上での偽情報・誤情報の流通や誹謗中傷が選挙結果にも影響を与えるなど、選挙の公正性を阻害し、民主主義への信頼を損ないかねない問題が生じている。立憲民主党も加わる超党派の「選挙運動に関する各党協議会」は、選挙に関するインターネット等の利用や公職の候補者間の公平の確保などについての議論を行い、2025 年 6 月 27 日、参議院議員選挙の執行を前に与野党 7 党は、「選挙における SNS 利用の在り方と『二馬力』行為への対応について」のメッセージを発出した。

協議会は、選挙における SNS 利用を巡る課題について、有識者やプラットフォーム事業者、ファクトチェック機関等からのヒアリングを行い、協議を重ね、法改正案を取りまとめた。立憲民主党は、表現の自由、選挙運動の自由と規制のバランスを取ったものと評価し了承した。

自民党、中道改革連合、日本維新の会、国民民主党、参政党、チームみらいの与野党 6 党は、221 回特別国会に「公職選挙



2026.07.02 被選挙権年齢引き下げ法案を参議院へ提出

法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案」を衆議院へ提出した。附則に、在外選挙インターネット投票の導入や街頭演説の妨害行為への対応についての検討規定を設けたが、立憲民主党は在外ネット投票とあわせて、FAX による船員の洋上投票の改善も求めた。その結果、ネット等による候補者の氏名等を表示した有料広告に係る規制の在り方の検討に加え、参議院では、洋上投票の検討などを盛り込んだ附帯決議を付すことができた。立憲民主党は賛成し、法案は可決・成立した。

## 被選挙権年齢引き下げの先頭に立つ

若者の政治参加を後押しするため、立憲民主党はこれまでも被選挙権年齢の引き下げ法案を提出してきた。若者団体からの政策提言を受け、立憲民主党は「若者政策実現会議」を開催し、221 回特別国会に「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を参議院へ提出した。

被選挙権年齢を衆議院議員および自治体議員については満 18 年に、参議院議員および自治体の首長については満 23 年に引き下げるとともに、主権者教育の推進や、立候補に当たって職場の理解や配慮を促す内容なども盛り込んでいる。各党の議論の呼び水との位置付けだったが、審議されないまま廃案となった。

## 衆議院議員定数削減法案に反対

2024 年 12 月、衆議院の選挙制度について、衆議院議長の下に「衆議院選挙制度に関する協議会」が設置された。立憲民主党は、抜本改革案として連用制や併用制、2 回投票制を提案するとともに、現行制度の見直しでは重複立候補の改善を主張した。

2026 年の総選挙後、引き続き、同協議会が設置され、理想の選挙制度を追求していく議論と、現行選挙制度をベースに個々の課題の解決を検討していく議論のダブルトラックで協議を進めている。協議会は 7 月 28 日、2025 年国勢調査の確報値が公表される 9 月末を目途に具体的な結論を得るとの申合せを行った。

一方、自民党・日本維新の会は 219 回臨時国会に、45 議席以上の削減を目標に、1 年後までに協議会の結論が出ない場合は小選挙区 25 議席と比例代表 20 議席を削減する「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」を衆議院へ提出した。立憲民主党は、①多党化の時代に比例の削減は慎重にすべき、②定数と選挙制度改革はセットで検討すべき、③国会の行政監視機能を維持すべき、④自動削減条項は協議会の否定である等と主張した。日本維新の会は突如質疑終局と採決を求める動議を提出し、混乱したが、同法案は継続審議となり、2026 年の衆議院解散で廃案となった。

その後、与党は 221 回特別国会に、法施行から 1 年以内に協議会の結論が得られなければ比例代表を 45 削減する「衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案」を衆議院へ提出した。これに対し 2026 年 6 月 25 日、中道改革連合、国民民主党、参政党、チームみらい、日本共産党は共同で「比例定数削減法案の拙速な審議に反対する申入れ」を衆議院議長に行った。衆議院の全野党が委員長職権による委員会開催に抗議して欠席する中、趣旨説明や質疑が強行されたが、野党の協力で成立を阻止し、継続審議に追い込んだ。

## 参議院選挙制度改革の議論を開始

2025 年の参議院議員選挙後、参議院改革協議会が 2025 年 12 月に改めて設置された。2026 年 7 月 30 日の第 6 回協議会で、選挙制度に関する専門委員会の設置が決定された。2027 年の法改正を目指し、合区解消を含め選挙制度改革に積極的に臨む。

# 8 刑事訴訟法

## ―冤罪被害者の思いに寄り添った再審法改正を

### 改正の背景

政府は、近年の刑事事件の再審手続を巡る諸事情を踏まえ、①再審請求審における証拠の提出命令の創設、②再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止、③再審の手続における裁判官の除斥、④再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、その他の再審の手続等に関する規定の整備を行う必要があるとして、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（再審法改正案）を 221 回特別国会に提出した。

### 衆議院に対案を提出

3 党合同政調審議会で確認した議員立法「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」が 221 回特別国会に衆議院へ提出された。

同法案は、請求人への証拠開示の創設と検察抗告の全面禁止を柱としている。また、①証拠は請求人に直接開示され、証拠の目録も提示される、②開示証拠の目的外使用の禁止規定は含まれないなど、政府案とは大きく異なる仕組みを提案した。

同法案は政府案と並行審議されたが、与党などの反対により衆議院で否決された。

### 袴田事件弁護団からヒアリング

5 月 26 日、国会内で 3 党合同法務部会を開催し、袴田事件当事者の親族らを招き、同日衆議院で審議入りした再審法改正案の課題などについてヒアリングを行った。

親族は、当事者が獄中・拘置所生活で受けた精神的・肉体的苦痛について説明し、「(当事者の)身に起きたことが、この世界から冤罪をなくすことにつながるように切に願っている」と被害者に寄り添った再審法改正の必要性を強調した。

### 参議院に修正案を提出

立憲民主党は、政府案への修正案を野党共同で参議院法務委員会へ提出した。修正案では、関連性を要件としない裁判所の職権による証拠提出・開示命令や請求人・弁護人への直接開示を規定し、「勧告」ではなく「命令」によって検察官に対応を義務付けた。また、より幅広い証拠開示を可能とするため、証拠一覧表の交付や目的外使用への個別対応を盛り込むほか、検察抗告の全面禁止を明記し、証拠保管の在り方も検討事項としている。同修正案は参議院において反対多数で否決された。

政府案に立憲民主党は反対したが、衆議院で自民党・日本維新の会・参政党によって一部修正され可決・成立した。

立憲民主党は引き続き、当事者の声に耳を傾けながら適正な改正の実現に向けて取り組みを続けていく。



2026.05.26 袴田事件弁護団からヒアリング

# 9 ガソリン・軽油の暫定税率廃止

## ―半世紀続いた不合理な税負担の解消を実現

### 民意を受けて暫定税率の年内廃止を合意

2025 年の参議院議員選挙では、物価高対策が大きな争点となり、立憲民主党はその 1 つとして、ガソリン・軽油の暫定税率（当分の間税率）の廃止を掲げた。選挙直前の 217 回通常国会では、参議院で多数を占める与党が強硬に反対し、野党 7 党が共同提出した「ガソリン暫定税率廃止法案」を廃案に追い込んでおり、この選挙はその是非を問う意味も有していたが、結果として、与党が過半数を割る状況となり、暫定税率の廃止を求める民意が明確になった。

こうした状況を受けて、2025 年 7 月 30 日には、立憲民主党、自由民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党の与野党 6 党の国会対策委員長の間で、「ガソリン暫定税率廃止法案」について「すみやかに与野党合意の上、法案を成立させ、今年中のできるだけ早い時期に実施する」こと、これを実現するために与野党の実務者による協議を開始することを確認する合意文書が交わされるに至った。

### 廃止法案の再提出、実務者協議の開始

この機会を逃すことなく、確実にガソリン・軽油の暫定税率を廃止するため、218 回臨時国会が召集された 8 月 1 日、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、日本共産党、参政党、日本保守党、社会民主党の野党 7 党は「ガソリン暫定税率廃止法案」を衆議院に再提出した。前回の法案は施行日（＝暫定税率を廃止する日）を 7 月 1 日としていたが、今回の法案では、時間の経過を踏まえた上で、現場の負担と混乱に配慮しつつ、できる限り早期に暫定税率を廃止するという観点から、政府や業界団体とも協議の上で、11 月 1 日を施行日に設定した。また、この法案では、当時政府が実施していた 1 リットル当たり 10 円の「燃料油価格定額引下げ措置」（ガソリン補助金）を徐々に拡充し、暫定税率（ガソリン：1 リットル当たり 25.1 円、軽油：1 リットル当たり 17.1 円）を廃止する際には、同税率と同額の価格引き下げが行われているようにすることで、急激な価格下落による現場の負担と混乱を最小限に抑えるという制度設計を想定していた。

法案提出後、同日中に第 1 回となる実務者協議が開催され、立憲民主党が提出者を代表して法案の内容を政府・与党側に説明した。この際、同法案では、11 月 1 日からの暫定税率廃止、それに先立つガソリン補助金の拡充などを内容としており、非常にタイトな日程の中で実現を図らなければならないことから、今後、本協議を週に 1 度のペースで開催をすることを確認した。なお、実務者協議には、国対委員長間の合意文書に名を連ねた与野党 6 党が参加した。

### 実務者協議の膠着と打開

国対委員長合意では「財源確保、流通への影響、地方財政への配慮等の課題」を含めて速やかに与野党合意を図ることとされていたが、特に難航したのが財源確保に関する課題であった。

8 月 21 日に行われた第 3 回実務者協議では、野党側の共通認識として、暫定税率廃止は物価高騰対策である以上、新たな負担増を国民に求める議論は受け入れ難いこと、まずは各種剰余金・税外収入の活用、与党が参議院議員選挙の公約として掲げた 1 人当たり 2 万円給付の財源の活用、歳出改革、増加基調の税収の還元などを幅広く検討すべきであることを



2025.11.21 衆議院財務金融委員会において「ガソリン暫定税率廃止法案」を全会一致で修正議決

提示し、政府・与党側も具体的な財源を示すように求めた。しかしながら、政府・与党は、財源確保策について具体策を一切示さず、野党側の提案の実現が難しい理由を並べ立てるばかりで、協議は膠着状態に陥った。

この間に、自民党総裁選が行われ、高市新総裁・首相が誕生した。高市首相が総裁選時の公約で暫定税率廃止を掲げていたことに加え、自らの「積極財政」路線を実現するため、実務者協議に参加していた自民党の税制調査会長をすげ替えるなど、状況に変化が生じた。立憲民主党をはじめとする野党は、この機を逃さずに粘り強く協議を促し、事態の打開を図った。

### 歴史的・画期的な与野党合意の実現

その後、自民党が、自らの党内抗争が原因で協議を遅滞させたにもかかわらず、暫定税率廃止の翌年先送りを提案するなど、一筋縄にはいかなかったが、野党側は一致結束して、公党間の合意である年内廃止の実現を強く迫った。

こうした取り組みが功を奏し、11 月 5 日に行われた第 8 回の実務者協議では、既存の補助金を段階的に拡充した上で、12 月 31 日をもってガソリンの暫定税率、2026 年 4 月 1 日をもって軽油の暫定税率を廃止すること、代替の安定財源確保については引き続き検討して結論を得ることなどを確認した合意文書が与野党 6 党間で交わされた。これは、「暫定」の名の下に半世紀にわたり続いてきた不合理な税負担の解消を実現する、歴史的・画期的な与野党合意であった。

### 法案の修正・成立、積み残された課題への対応

この与野党合意に基づき、野党 7 党提出の「ガソリン暫定税率廃止法案」に対する修正案が取りまとめられ、同法案は衆議院で修正議決の上、11 月 28 日の参議院本会議において、全会一致で可決・成立した。これにより、ガソリン・軽油の暫定税率は、与野党合意された期日の通り、廃止されるに至った。

なお、衆参両院における審議の中では、暫定税率廃止後も、ガソリン税に係る沖縄の負担軽減措置、また、軽油引取税に暫定税率が課せられていることを理由に法律に基づいて交付されている運輸事業振興助成交付金を維持することなど、積み残されていた課題についての対応を求め、政府から前向きな答弁を引き出すとともに、参議院財政金融委員会では、立憲民主党が主導して附帯決議を取りまとめ、全会一致で決議するなど、対応に万全を期すことに全力を傾注した。これらの課題については、沖縄県やトラック・バス業界などとも連携を図り、取り組みを進め、結果として、沖縄の負担軽減措置については、12 月 16 日の政令改正により、暫定税率廃止前と同水準（全国の税額と比較して 13%の軽減率）が維持されることになり、運輸事業振興助成交付金については、運輸事業を取り巻く環境の厳しさに鑑み、軽油引取税の暫定税率廃止後も交付金を維持できるよう、2026 年 3 月 31 日に議員立法で根拠法が改正されるに至った。

この後も、物価高は依然として続き、国民生活は未だ厳しい状況にある。立憲民主党は、暮らしに寄り添う責任政党として、引き続き、具体的な取り組みを続けていく。

# 10 副首都法案

## ―「大阪の、大阪による、大阪のための」法案を徹底追及



2026.07.10 副首都法案の問題点を
オンラインでヒアリング

### 維新「肝いり」の副首都法案

2025年10月の連立政権合意に盛り込まれた日本維新の会の「肝いり」のいわゆる副首都法案が、延長された 221 回特別国会の最大の焦点となった。副首都法案の原案は、2027 年春に想定されている「大阪都」構想の住民投票を有利に運びたい維新が主導し、「大阪都」構想の住民投票実施区域を、大阪市から本来は無関係の府全域に拡大できる規定を附則に設けていた。あまりにご都合主義で、憲法92条の地方自治の本旨に反する恐れがあるとの指摘もあり、法案提出に向けた調整が難航していた。同条項は最終的に削除され、与党が 221 回特別国会に「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」（副首都法案）を衆議院へ提出したのは6月24日であった。

自民党は、維新や官邸の意向を受けて強引に法案審議を進めようとし、野党が欠席する中、趣旨説明や質疑を強行したが、結局、7月10日に趣旨説明のやり直しに追い込まれ、7月17日には会期延長を余儀なくされた。

### 法案の問題点を徹底追及、附帯決議を採択

立憲民主党、中道改革連合、公明党は、「『副首都法案』に関する三党合同会議」で、関係部会や大阪関係議員も加え連携して対応した。大規模災害等に備えた首都機能のバックアップ体制の構築や、東京一極集中の是正、多極分散型経済圏の形成という問題意識自体は理解するが、拙速に結論を得るのではなく、国民的な理解と合意形成を図りながら、慎重かつ十分な議論を尽くすべきであり、いかにずさんな法案であるか問題点を徹底的に明らかにする方針で臨んだ。

副首都法案は、南海トラフ地震を想定しないなど「災害時のバックアップ機能の実効性」が不十分であり、多極分散どころか「ミニ東京」への重点投資になりかねず、東京一極集中の解消につながるかも不透明なものであった。

副首都構想の実現のためのコストも明らかにされず、既存の「国会等の移転に関する法律」との整合性もとれていない。首都の定義もなく、地方制度調査会の議論を無視しているものだった。本来、副首都の指定とは無関係な、特別区を設ける副首都の「都」への名称変更を附則に紛れ込ませ、抱き合わせで可能としていることは、地方自治法および憲法上の疑義を払拭できなかった。そして特別区の設置の住民投票期間と議員および長の選挙期間とが重複し、公正を害する懸念があった。

2 度の住民投票で否決された「大阪都」構想を遡上に乗せ、万博後の大阪の経済振興を狙った、「大阪の、大阪による、大阪のための」副首都法案は、衆議院ではチームみらいの提案で修正議決され参議院に送付された。立憲民主党は、デジタル化に反対ではないものの、副首都法案そのものの問題を解決できるものでないことから反対したが、法案は参議院本会議で 2 票の僅差で可決・成立した。また、「人を選ぶ選挙」と「制度を選ぶ住民投票」が混同する弊害や、投票日当日の運動による現場の混乱を防ぐため、国民民主党と公明党提出の同日選禁止法案には賛成したが、与党などの多数で否決された。

副首都法案に歯止めをかけようと立憲民主党が主導的に取り組んだ結果、参議院では、住民投票期間と議員・長の選挙期間が重複しないように最大限調整することや、副首都指定の恣意性の排除と客観性・透明性の確保、財政規模・財源の明確化、地方自治法との整合性等を盛り込んだ附帯決議を採択した。

# 11 医療法等改正案
## ―あるべき地域医療の確立に向けて修正提案

### 財源に問題がある医師手当事業

政府は2025年の217回通常国会に「医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。本法案は、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療 DX の推進のために必要な措置を講ずるものである。

本法案では、都道府県は重点的に医師の確保を図る必要がある区域において、当該区域に勤務する医師の手当の支給に関する事業を行うことができるとされている。しかし、この医師手当事業に要する費用は、各医療保険者等が負担することとなっている。これは、本来の保険給付とは関連性が乏しい医師手当事業に医療保険の保険料を充てることと同義であり問題である。本法案は継続審議となり、219回臨時国会で審議が行われた。

### 医師手当への保険料充当の規定削除等を求める

立憲民主党は 217 回通常国会から修正案の検討を進め、①本法案に盛り込まれた、医師手当事業に医療保険の保険料を充てる規定を削除して、医師手当事業に要する費用は全額国費負担とすること、②市町村計画に定める事業に医療従事者の確保に関する事業等を追加して、新たに市町村も地域医療介護総合確保基金を設置できることとし、市町村計画の事業に支出できるようにすること、③実効性ある医療計画の確保のためのロジックモデルに基づくPDCAサイクルを実施することを盛り込んだ修正案を準備してきた。

### 提案の実現に向けて各党と協議

一方、国民民主党、自由民主党・日本維新の会・公明党からも修正案が提示された。国民民主党案は立憲民主党の修正案の内容を盛り込んでいたことから、立憲民主党は国民民主党案を国民民主党と共同で衆議院厚生労働委員会に提出した。同日、自由民主党・日本維新の会・公明党も共同で修正案を提出した。その後、各党との修正協議が調ったため、立憲・国民案、自民・維新・公明案ともに取り下げ、立憲民主党は自由民主党・日本維新の会・公明党・国民民主党と共同で修正案を提出した。5 党案は、①医師手当事業を行うに当たり医療保険者等が意見を述べる仕組みの構築についての検討、②実効性ある医療計画の確保のためのロジックモデルに基づくPDCAサイクルの実施、③介護・障がい福祉従事者の適切な処遇の確保についての検討等を盛り込んだものであり、可決された。

粘り強く協議したものの、立憲民主党が強く求めた、医師手当事業に医療保険の保険料を充てる規定の削除は実現せず、医療保険者等が意見を述べる仕組みの構築についての検討規定を追加するにとどまった。しかし、医療ニーズの増大に対応するために医療提供体制を整備すること、医療の効率化や質の向上のために医療DXを推進することなど、本法案の方向性には賛同できるため、立憲民主党は本法案に附帯決議を付して賛成した。本法案は衆議院で修正の上、可決・成立した。

# 12 水俣病

## ―被害救済の実現を目指して

1956 年 5 月 1 日、水俣保健所に原因不明の脳症状を呈する患者の発生が報告され、この日が「水俣病公式確認の日」とされている。本年、2026 年は 70 年の節目に当たる。しかし、いまだ水俣病問題は終わっていない。人命と環境を軽視し、経済を優先した結果、今もなお、救済を求めて裁判は続き、被害者は声を上げ続けている。

立憲民主党は、政府の対応状況を確認するとともに、被害者が必要とする支援策の更なる充実を求めてきた。また、2025 年の 217 回通常国会で衆議院に提出し、2026 年の衆議院解散で廃案となった議員立法「国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案」を一部修正の上、221 回特別国会に立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、社会民主党の 4 党 1 会派で参議院に再提出した。

さらに、中道改革連合、立憲民主党、公明党の 3 党で療養手当の見直しや更なる支援事業の拡充などを求め、政府へ要請を行った。

一方、政府の今日までの対応は誠実とは言い難い。2026 年の慰霊式やその前後に行われた被害者団体との面会では、被害者団体との議論が平行線に終わったほか、患者支援に関する環境大臣の発言が二転三転したことなどにより被害者団体から抗議がなされることとなった。こうした姿勢は、2024 年に被害者団体との懇談中に発生した、いわゆる「マイク切り」問題を想起させるものである。立憲民主党は水俣病問題解決に向け、政府が誠実に被害者一人ひとりと向き合い、必要な救済策を講ずるよう、これからも強く働きかけていく。



# 13 健康保険法等改正案

## ―高額療養費制度の抜本改革等を提案

### 患者の受診抑制を招きかねない政府提案

立憲民主党は2025年3月、政府が行おうとした高額療養費の自己負担限度額引き上げを当事者とともにストップさせた。その後、政府が2025年末に高額療養費の自己負担限度額の引き上げを改めて決定したことを受け、立憲民主党は法案の立案に取り組むとともに、公明党と共同で提出した令和8年度予算に対する修正案の中に、引き上げ凍結のための予算を盛り込んだ。

一方、政府は221回特別国会に高額療養費に関する規定等を盛り込んだ「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。政府案には、高額療養費について長期療養者への一定の配慮が規定されているものの、政府は2段階で高額療養費の自己負担限度額を引き上げることを予定しており、患者負担が現行より増加すること等が想定されていた。また、そもそも現在の高額療養費制度においても、公的医療保険の中核制度であるにもかかわらず、経済的な負担から治療を断念したり、生活の困窮に陥ったりする場合があり、憲法第25条の生存権保障の趣旨に適合するものとなっていない。

また、政府案には、自由民主党と日本維新の会が連立政権合意書に基づいて検討してきた、市販薬（OTC医薬品）との代替性が特に高い薬剤（OTC類似薬）について患者に追加負担を求める規定が盛り込まれており、受診抑制につながること等が懸念された。

### 患者負担への配慮を求め修正案等を提出

衆議院での政府案の審議に合わせて、立憲民主党は中道改革連合、公明党とともに「全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案」（国民が安心して利用できる高額療養費制度の見直し法案）を取りまとめた。衆議院で政府案と並行審議するため、中道改革連合がチームみらい、日本共産党と共同で野党案を衆議院に提出した。野党案は、全ての国民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、高額療養費制度の在り方に係る措置についての基本方針を定めるとともに、政府に対してこの基本方針に基づいて必要な法制上等の措置を講ずることを義務付けるものである。

衆議院で野党案は採決されず、政府案が可決された。そのため、参議院では立憲民主党は、①高額療養費については、政令を定めるに当たっての考慮事項等の追加、詳細な実態調査を行い、患者等の意見を聴いた上での抜本的改革の実施等、②OTC類似薬の追加負担については、対象薬剤を判断する観点、必要かつ適切な受診が抑制されることがないようにするものとする旨の追加の規定を盛り込んだ修正案を公明党とともに提出した。

立憲民主党は、政府案の問題点について改善等を図るための附帯決議を勝ち取ったものの、修正案は否決された。その結果、国民が安心して適切な医療を受け続けられる環境が担保されないことになったため、立憲民主党は政府案に反対した。政府案は可決・成立し、衆議院に提出した野党案は継続審議となった。

# 14 食糧法改正案
## —政府案に反対

221 回特別国会において、政府から提出された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」が審議された。

本法案は、今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、大規模な米穀の出荷または販売を行う事業者に対する一定量の米穀の在庫の常時保有および一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工または調製を行う事業者に対する米穀の在庫数量等の定期報告の義務付け、米穀の生産調整方針に係る規定の廃止等の措置を講ずるものである。

本法案の審議に際し、6 月 17 日の参議院本会議代表質問では、立憲民主党より、令和 9 年度からの水田政策の抜本的見直しと食糧法の改正案はセットで審議すべきこと、農林水産関係予算の増額なくして水田政策の大改革の実効性は担保されないこと、政府備蓄の運営上の課題を改善した上で補完的に民間備蓄を活用すべきことなどを指摘し、立憲民主党が提起している食農支払制度の必要性を訴えた。

また、参議院農林水産委員会での審議では、「米騒動」を引き起こした国の責任が背景にあるにもかかわらず、食糧法改正の内容は、国の責任の在り方が不十分で、生産者から消費者に至るまで国民の不安を払拭できるものとなっていないこと、国民の財産である備蓄米について、機動的な運用の在り方が不明確であることなどを指摘して本法案に反対した。その上で、米穀の安定的な生産・供給が行われることなど 13 項目の附帯決議を付して、同法案は可決・成立した。（関連 27）

# 15 主要農作物種子確保法案
## —議員立法を提出

221 回特別国会において、政府から提出された「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案」の補完法案として、立憲民主党、国民民主党、公明党、参政党、日本共産党は、議員立法「主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成等に関する法律案」（主要農作物種子確保法案）を参議院に提出し、参議院農林水産委員会において並行審議が行われた。

主要農作物種子確保法案は、食料自給率の向上に資する観点から、主要農作物の優良な品種を確保する必要性が高まっていることを踏まえ、その育成の主たる担い手となっている公的試験研究機関における主要農作物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われるようにすること、主要農作物の優良な品種の確保を図ること、食料の安定供給の確保に向けて、公的新品種育成の促進等に関し、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることなどを主な内容としている。

立憲民主党は、参議院農林水産委員会の審議において、懸念事項等が一定程度担保されたことから、政府提出の「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案」については、育成した重要品種の知的財産の保護が図られるよう必要な支援を行うことなど、12 項目の附帯決議を付して賛成し、同法案は可決・成立した。（関連 27）



2026.06.24 超党派で種子確保法案を参議院に提出

# 16 内閣

内閣部会が所管する内閣官房・内閣府の組織・業務は肥大化・複雑化してきており、例年、多数の多様な法案が提出される傾向にある。高市政権が本格的に始動した 221 回特別国会では、国家情報会議設置法案（詳細 1）、個人情報保護法改正案（詳細 2）、国旗損壊処罰法案(詳細 4)など、個人の権利利益を後退させる法案が提出された。その他の主な取り組みは以下の通りである。

## 公務員給与法案に賛成

人事院は 2025 年 8 月、若年層に重点を置いて月例給を引き上げる等の勧告を行った。政府は、人事院勧告を踏まえ「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を 219 回臨時国会へ提出した。法案は行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争の下での人材確保に役立つ内容であることから、立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立した。

## 経済安保推進法改正に賛成

政府は 221 回特別国会に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を提出した。2022 年に成立した経済安保推進法は、経済安全保障の推進のため、政府が企業等の経済活動を支援したり、企業等に負担を課す仕組みを定める。今回の改正は、重要設備の導入等について国が審査する「基幹インフラ制度」の対象事業に医療を追加すること等を内容とするものであり、立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立した。今後、①対象が拡大された指定基金が適切に運用されるか、②新旧シンクタンクの併存の早期解消等について監視していく必要がある。

## 科技イノベ法改正案に賛成

政府は 221 回特別国会に「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。本法案は、グローバルスタートアップキャンパス（GSC）構想（都心の広大な国有地を「機構」に貸し付け、拠点となる建物を建設することを予定）を推進する「機構」の体制などを定める。立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立したが、①GSC 構想が地方や民間のスタートアップ拠点の取り組みを阻害しないか、②拠点施設の建設費が過大とならないか等について監視していく必要がある。

## ドローン規制強化に賛成

政府は 221 回特別国会に「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。法案は、ドローンの飛躍的な性能向上を踏まえ、国の重要施設や原子力事業所等の上空についてドローン等の飛行を規制する法律を改正し、飛行禁止区域や違反への処罰を拡大するものである。立憲民主党は法案に賛成し、法案は可決・成立した。

# 17 災害対策

### 防災庁設置に向けた検討

近年頻発する大規模自然災害への対応を強化するため、政府は 2025 年 12 月 26 日の閣議において、防災行政を一元的に統括する防災庁を 2026 年度中に設置する方針を示した。これを受け、立憲民主党は、政府における準備状況も踏まえ、防災庁設置の是非や制度の在り方について党としての対応方針を検討するため、2025 年 10 月、党内に「防災庁設置ワーキングチーム」を設置した。同チームでは、有識者や関係省庁からのヒアリングを重ね、特に防災庁の設置が単なる組織改編にとどまらず、被災自治体に対する迅速な支援、避難生活環境の改善、災害関連死の防止、被災者支援の充実、地域防災力の向上につながるものとなるかという観点から、課題と論点を整理した。

### 防災庁設置法案、附帯決議を付し賛成

221 回特別国会では、政府が提出した「防災庁設置法案」「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」について、3 党合同会議で慎重に議論を重ねた。自然災害が激甚化・頻発化するわが国において、防災施策を円滑かつ迅速に推進するための司令塔機能を強化し、人員・体制の充実を図る意義は大きいと、法案の方向性には理解を示す一方、意見や懸念点も多く示され、3 党合同会議としては賛成の方向で一任となった。最終的には、防災庁の司令塔機能の強化、地方自治体に対する人的・財政的支援、被災者支援および避難生活環境の改善等の懸念への対応を盛り込んだ附帯決議を付した上で政府案に賛成し、同法案は可決・成立した。

# 18 復興・福島再生

東日本大震災、そして東京電力福島第一原発事故から 15 年を迎えた。立憲民主党は結党以来、東日本大震災復興本部を設置し復興に取り組んでいるが、これからも震災の記憶を風化させてはならないとの思いの下、被災各地において生活を営む方々に寄り添い、支援を続け、復興に全力で取り組んでいく。

岩手県や宮城県などの地震・津波被災地域ではインフラの再生は確かに進んではいるが、生業（なりわい）の再生や心のケアなど、国による息の長い支援が必要不可欠である。また、福島県の原子力災害被災地域では避難指示が解除されたばかりといった地域があるなど、これから復興に取り組む地域もあり、国による予算の確保や除染の推進といった施策が求められている。

2024 年 9 月、東京電力福島第一原発 2 号機では、燃料デブリの取り出しに着手し、廃炉に向けた「中長期ロードマップ」は最終の第 3 期に入ったが、廃炉作業の度重なる延期や相次ぐ作業トラブルにより、廃炉作業が計画通りに進むのかとの懸念が今もある。福島の復興と廃炉の両立に向けては、国・東京電力と地元との信頼関係の構築が必要不可欠であり、東京電力には、安全確保を徹底しつつ、地元の信頼を得ながら、廃炉作業を進めていくことを求めていきたい。

2026 年度から第 3 期復興・創生期間を迎えることとなるが、立憲民主党は、第 3 期復興・創生期間以降も引き続き被災地に寄り添い続けたい。また、被災者の最後の一人まで支援し続ける組織を存続させ、被災地、被災者が安心して前に進んでいけるよう、十分な復興予算を確保するよう強く求めていく。

# 19 消費者問題



2025.12.18 高齢者等終身サポート事業（看取りビジネス）」に関する消費者被害への対応強化を政府に求める

219回臨時国会および221回特別国会に消費者庁提出法案はなかった。この機会を捉え、消費者部門会議では、消費者法・消費者行政の今後の方向性を改めて検討するため、同分野の専門家から意見聴取を行った。

消費者庁設置以降、規制行政（不当取引・悪質商法の防止）、支援行政（自立した消費者の育成）、協同行政（相談情報の共有や見守りネットワークの構築）については一定の進展が見られるが、被害者の財産的・精神的損害を回復する救済行政は依然として不十分であるとの指摘を受けた。また、消費者庁設置法案の附帯決議事項である、多数の消費者に被害を与えた者の不当収益をはく奪し被害者を救済する「不当収益のはく奪制度」に関する検討が進展していない点も課題として示された。この課題は、近年生じたジャパンライフ事件や旧統一教会問題にも通ずる問題であると改めて認識するとともに、立法府として必要な制度の整備を進める必要性を確認した。

## 「みんなで大家さん」トラブルへの対応

全国で「みんなで大家さん」を巡る出資トラブルが深刻化していたことから、2025年8月より消費者部門で状況を確認した。「みんなで大家さん」は、高利回りを強調した勧誘により消費者から多くの出資を集めたが、事業の実態が不透明で、配当停止や返金遅延が相次ぎ、出資者が資産を失う被害が広がった。また、本件は、消費者からすれば一般の金融商品と同様に見えるが、実際には、金融庁の監督が及ばない不動産特定共同事業法（不特法）に基づいて販売されており、事業者側の説明不足やリスクの不告知が繰り返されてきた。

不特法は国土交通省の所管であり、また、「みんなで大家さん」の成田プロジェクトの運営主体である共生バンクは、同省の所管する成田国際空港株式会社（NAA）の土地を賃借していることから、国土交通部門と合同で会議を行うとともに、「不動産投資商品をめぐる被害対策ワーキングチーム」を設置した。WTではNAAが共生バンクに貸し出した開発予定地を視察し、当事者の意見と照らし合わせて、政府の対応を確認し、今後起こり得る問題や被害回復策の検討を求めた。制度の隙間を突いた悪質な投資スキームを防ぐため、引き続き政府の対応を注視していく。

## 高齢者の看取りビジネス等を巡る消費者被害の防止・救済を求める

全国で「高齢者等終身サポート事業」を巡る契約トラブルが相次ぎ、契約内容が不明確なまま高額な費用を請求され、解約困難となり、生活がひっ迫しているとの相談が寄せられている。本来、終身サポートは、入退院時の身元保証、賃貸契約の支援、日常生活支援、死後事務など、高齢おひとりさまの生活を支える重要な役割を担うが、一部事業者がサービス内容や費用負担を十分に説明せず、消費者契約法上の不当勧誘に該当し得る手法で契約を誘導している。医療、住宅、葬儀など複数の行政分野にまたがる事業であるにもかかわらず、政府の対応は縦割りのままで、被害防止・救済の両面で十分とはいえない。消費者部門は、現行ガイドラインの不足点を踏まえた説明義務や費用の透明化、解約手続の明確化などの改善、事業者の登録制・認可制導入の検討、返金支援や相談体制の強化など、政府が一体的に取り組むべき対応を取りまとめ、2025年12月、消費者庁および厚生労働省に要請を行った。高齢おひとりさまの生活基盤を守るため、制度の実効性確保に向けて引き続き取り組んでいく。

# 20 子ども政策



2025.09.12 「朝型勤務」社員への軽食提供会場を視察

## 障がい児等子どもの福祉増進に向けて

219 回臨時国会において、立憲民主党は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（障がい児福祉に係る所得制限撤廃法案）を衆議院に提出したが、衆議院解散に伴い廃案となった。本法案は、同じ障がいのある子どもを育てる家庭でも、親の所得によって支援に差がある不公平な仕組みを見直し、支援を受けられない子どもが取り残されないための必要な措置を図り、子どもの福祉の増進につなげるものである。221 回特別国会でもこの課題に取り組むため、3 党の厚生労働部会とこども家庭部会の合同会議で関係団体や当事者から制度の課題や実態をヒアリングし、改めて同法案を公明党と共同で参議院に提出したが、廃案となった。

また、超党派の「医療的ケア児者支援議員連盟」で検討されてきた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」について、関係団体からヒアリングを実施した。立憲民主党は、支援がより実効性あるものとなるよう附帯決議を付して賛成し、本法案は地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提案により、全会一致で可決・成立した。

## 子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援拡充

低所得のひとり親家庭にとって児童扶養手当の「所得制限の壁」は切実であり、一定の収入を超えると手当や各種サービスが受けられなくなるため、受給者に就労の抑制をもたらしている。また物価高騰でさらに厳しい経済状況に追いやられている。立憲民主党は、関係団体から制度の見直しを求める切実な声が寄せられたことを踏まえ、3 党合同会議で確認した「児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案」（児童扶養手当『所得制限の壁』引上げ法案）を 221 回特別国会に公明党と共同で参議院へ提出した。本法案は、児童扶養手当の支給に係る「所得制限の壁」を引き上げることと、子ども 1 人当たり月額 1 万円の児童扶養手当増額により、経済的支援の底上げを図るものである。また、養育費を所得算定から外す規定も設けた。本法案は廃案となった。

## 子どもの課題に取り組む企業や団体を視察

子ども・若者応援本部で、子どもや若者を巡る課題に先進的に取り組む企業や団体を視察した。「朝型勤務制度」を導入し働き方改革を進めた結果、女性社員の合計特殊出生率が全国平均を大きく上回った企業への訪問では、同社の女性活躍支援や仕事と育児の両立支援、働きながら子育てできる環境づくりへの取り組みについて意見交換した。

また、2025 年 6 月に成立した改正自殺対策基本法にも尽力し、自殺防止相談事業などの活動を続けている団体への訪問では、子どもの自殺の実態や自殺対策強化への課題について意見交換を行い、実際に SNS や電話、メールで相談を受ける現場を見学した。

立憲民主党は、視察で得た課題や現場の声を生かして、国会質疑で政府の姿勢を質すなど、子ども・若者への支援の充実に向けて精力的に取り組んだ。

# 21 総務・政治改革

### 2025 年度補正交付税法案に賛成

政府は 219 回臨時国会に補正予算関連の「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、党が求めてきた、公務員給与引き上げや委託料等の改定による賃上げ、物価高騰対策、能登復興支援が盛り込まれていることから賛成し、補正交付税法案は可決・成立した。

### 佐賀関の大規模火災で要請を実施

2025 年 11 月 18 日、大分市佐賀関で焼失面積 4 万 8900 平方メートルの被害をもたらした大規模火災が発生した。立憲民主党は、激甚災害指定や特別交付税措置を要望するとともに、被災者に寄り添った対応を求め、防災大臣に対し住居確保等 12 項目の緊急要請を実施した。

### BC 級戦犯の立法解決目指す

超党派の日韓議員連盟を中心に、残された戦後処理問題を解決するための議員立法「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」（BC 級戦犯特別給付金支給法案）の検討を進めてきた。立憲民主党は、「歴史的人権問題」として、戦後 80 年、日韓国交正常化 60 年の節目である 2025 年の立法解決を目指し、「次の内閣」で賛成を決定するなど努力したが、各党の手続きが整わず、提出に至らなかった。

### 2026 年度地方税法改正案・交付税法改正案に賛成

政府は 221 回特別国会に「地方税法等の一部を改正する法律案」「地方交付税法等の一部を改正する法律案」を提出した。立憲民主党は、軽油引取税等の当分の間税率の廃止や自動車関係諸税の環境性能割の廃止、国民の負担軽減につながる個人住民税の給与所得控除の見直し、被災者の負担軽減に資する令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税・都市計画税の住宅用地特例措置の創設、ふるさと納税制度の見直しや道府県民税利子割に係る清算制度の導入などを評価し、地方税法等改正案に賛成した。

2026 年度地方財政計画では、一般財源総額は交付団体ベースで 67.5 兆円と、5 年連続で過去最大規模を更新した。地方交付税総額も 20.2 兆円と 8 年連続で前年度を上回った。立憲民主党は、地方財源の積極的な確保、財政健全化と財源保障の両立の進展、地方財政計画への人件費総額の明示など会計年度任用職員の処遇改善、地域医療体制の支援強化、物価高騰への対応の大幅増額、価格転嫁の促進、軽油引取税当分の間税率の廃止や自動車関係諸税の環境性能割の廃止に対応した財源確保等を評価し、交付税法等改正案に賛成した。両法案は、可決・成立した。

地方税財政に関する課題について、委員会決議を衆参両院で採択した。参議院の決議では、立憲民主党の働きかけによって、物価高への対応や社会保障関係費等の拡充、地方公務員の人員確保や専門性向上、国から地方への税源移譲、金利上昇の影響への留意、老朽施設・インフラ対応、自治体 DX の積極的推進等を強調するものとなった。

### 郵便局ネットワークとユニバーサルサービス維持を

郵政民営化から約 20 年となり、郵政民営化法の見直しについて、立憲民主党も参加する超党派の実務者協議で検討が進められた。立憲民主党は、ユニバーサルサービスの確保を盛り込むとともに、経営の自由度を縛らないような修正を求めた上で、法案を提出できる環境か慎重に見極めるべきとしていた。しかし自民党、公明党、国民民主党は、2025 年の 217 回



2026.07.01 大都市制度改革についてヒアリング



2025.11.26 大分市佐賀関の大規模火災について、被災者に寄り添った対応を求める

通常国会に衆議院へ法案を提出した。

自公国の法案は衆議院解散に伴い廃案となり、与党の組み替えもあり実務者協議は仕切り直しとなった。立憲民主党の主張により、新たな郵便窓口等関連交付金の使途の拡大などが図られ、221 回特別国会に衆議院総務委員長により「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」が提出された。立憲民主党は郵政民営化の検証、不祥事解消のための日本郵政のガバナンスの確立等を求め賛成し、同法案は可決・成立した。それに合わせて衆議院では、郵便窓口等関連交付金に関して 3 年ごとの検討を行う旨の委員会決議を行った。

## 大都市制度改革に向けて

立憲民主党は、2025 年参議院選挙政策に盛り込んだ、時代の変化に即した地方制度の在り方の検討に基づき、大都市制度の改革に向けて議論を開始するとともに、2026 年 1 月に設置された第 34 次地方制度調査会への意見反映を行っている。

一方、与党は 221 回特別国会に「国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案」（副首都法案）を、国民民主党は「特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案」「大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案」を衆議院へ提出し、3 法案が審議された。立憲民主党をはじめ 3 党は、「『副首都法案』に関する三党合同会議」を設置し、共同して対応した。

副首都法案は、デジタル行政推進等の修正が行われ、与党とチームみらいの賛成で衆議院を通過し、参議院では立憲民主党などが反対したが、2 票差で可決・成立した。立憲民主党は、副首都の住民投票と首長・議員選挙の同日実施による混乱を回避するための同日選挙実施禁止法案に賛成したが、賛成少数で否決された。（詳細 10）

## 企業・団体献金問題の前進に努力

219 回臨時国会では、政治とカネの問題に関して、公明党・国民民主党の制限強化法案、自民党・日本維新の会の公開強化法案と修正案、有識者会議設置法案の 3 法案が審議された。全面禁止を訴えてきた立憲民主党は、企業・団体献金の受け皿を政党本部と都道府県連に限定し、寄付額に上限を設ける制限強化法案を一歩前進として成立に向けて尽力したが、3 法案ともに継続審議となり、衆議院解散に伴い廃案となった。

立憲民主党、中道改革連合、公明党との合同審査に基づき、中道と国民民主党が 221 回特別国会に制限強化法案を提出した。与党が再提出した有識者会議設置法案、参政党・チームみらいが提出した全面禁止法案の 3 法案が審議されたが、与党は定数削減法案を提出し、野党欠席のまま、趣旨説明や審議を強行した。最終的に、すべての法案が継続審議となった。

立憲民主党は、インターネットや SNS 上の誹謗中傷問題およびランサムウエア対策、情報流通プラットフォーム対処法の課題について検討を進め、超党派の「選挙運動に関する各党協議会」に積極的に参加した。協議会の取りまとめを踏まえ、与野党 6 党が 221 回特別国会に、選挙期間中の SNS 利用の適正化法案を衆議院へ提出した。立憲民主党は附帯決議を付して賛成し、同法案は可決・成立した。一方、立憲民主党は 221 回特別国会に、被選挙権年齢引き下げの「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を参議院へ提出したが、廃案となった。（詳細 7）

# 22 法務・憲法

### 保護司制度を見直す法改正案に賛成

なり手不足の深刻な保護司の仕組みを見直すため、政府は 219 回臨時国会に、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案」を提出した。2024 年には保護司が殺害される痛ましい事件が発生したことも踏まえ、保護司のさらなる安全確保などを求める附帯決議を付して、本法案は全会一致で可決・成立した。

### 裁判所職員定員法改正案に附帯決議

政府は 221 回特別国会に、裁判所職員の員数を減少する「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」を提出した。裁判官の定員管理などを求める附帯決議を付して、立憲民主党は賛成し、本法案は可決・成立した。

### 自動車運転処罰法等改正案に賛成

危険運転致死傷罪の要件を見直して新たな数値基準を導入するため、政府は 221 回特別国会に、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案及び道路交通法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案の周知徹底や適正運用などを求める附帯決議を付して、本法案は全会一致で可決・成立した。

### 選択的夫婦別姓制度の実現に向けて

政府は、与党が連立合意書に掲げた「旧氏の使用に関する法律案」（仮称）を検討したものの、221 回特別国会への提出は断念した。3 党合同法務部会・選択的夫婦別姓制度実現プロジェクトチーム合同会議は、旧姓使用の法制化では夫婦同姓で生ずる深刻な課題が解決しないとして、選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けて、関係団体からのヒアリングをはじめとする取り組みを進めた。

### 懸念の多い入管法等改正案に厳しく対峙

外国人の在留許可手数料等を引き上げ、また電子渡航認証制度を導入するため、政府は 221 回特別国会に、入管法等改正案を提出した。手数料引き上げについて、ヒアリングをした支援団体や弁護士団体などから多くの懸念や疑義が示された。3 党合同会議では賛否両論の立場で意見が拮抗し、立憲民主党は反対したが、可決・成立した。（詳細 5）

### 成年後見制度を改める民法改正案に附帯決議

政府は 221 回特別国会に、ニーズに合わせた成年後見制度に改め、またデジタル遺言制度を導入する「民法等の一部を改正する法律案」と関係整備法案の 2 法案を提出した。家庭裁判所や地域福祉の体制強化などを求める附帯決議を付して、立憲民主党は賛成し、本法案は可決・成立した。

### 再審法見直しに対案と修正案を提出

再審制度を見直すため、政府は 221 回特別国会に、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出した。この政府案への対案として、3 党合同会議で確認した議員立法「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出し、また立憲民主党は政府案への修正案を参議院に提出したが、いずれも与党等の反対により否決された。一方、政府案は、立憲民主党が反対したものの、一部修正のうえ可決・成立した。（詳細 8）

### 投票環境整備の改正国民投票法成立

221 回特別国会では、自由民主党、日本維新の会、国民民主党、参政党の 4 党が共同提出した議員立法「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」

（国民投票法改正案）が可決・成立した。主な内容は、先行する公職選挙法の改正に合わせ、国民投票における投票所・開票所の立会人の確保や、FM ラジオによる憲法改正案の広報を可能とすることなど、投票環境を整備するものである。

立憲民主党は、改正内容自体に問題がないことに加え、後述する附帯決議によって国民投票法の抜本改正への道筋を確保したことから、法案に賛成した。改正案の採決に当たり、立憲民主党が主導して、国民投票の公平・公正を確保するための法改正等を求める附帯決議案を作成し、与党に加え、国民民主党、公明党、参政党と共同提出し、採択された。

## 国民投票法は未完成

しかし、今回の改正を経ても、国民投票法が完成したわけではない。国民投票法広報協議会の事務の規程の整備と組織に係る所用の法改正が必要であり、何よりも、立憲民主党の提案により盛り込まれた 2021 年改正国民投票法の附則 4 条では、テレビ・ネット CM、国民投票運動の資金、インターネットの適正利用などについて、国民投票の公平・公正を確保するために必要な措置を検討することを定めているが、これらの抜本的な法改正は、いまだ実現していない。

これまで立憲民主党は、投票環境の整備だけを先行させる法改正に反対してきた。インターネットや SNS、AI が急速に発達する中、資金力の差や偽・誤情報によって、主権者である国民の自由な意思形成がゆがめられてはならない。憲法改正は、国の最高法規を国民自身が決定する極めて重要な手続であり、その前提として、国民投票の公平・公正な投票環境を確保する必要があると考えてきたからである。

## 附帯決議で抜本改正へ前進

立憲民主党は今回の法案審議に当たり、国民投票法の抜本改正を具体的に前進させ、その実現を確保することを重視した。党内で慎重に議論を重ね、附帯決議の合意を法案採決の前提として与野党協議に臨んだ。

その結果、附帯決議には、広告放送およびインターネット有料広告の制限、国民投票運動等の資金の規制、インターネット等の適正な利用について「法改正を始めとする必要な措置」を講じることが盛り込まれた。また、公職選挙法や情報流通プラットフォーム対処法における偽・誤情報、AI・SNS への対応を踏まえた措置についても同様に「法改正を始めとする必要な措置」を講じることとし、さらには、偽・誤情報への対処や、SNS・インターネット広告等を活用した国民投票広報の在り方など、新たな課題を踏まえ、国民投票広報協議会の在り方などについても必要な検討を進めることとなった。

## 公平・公正な国民投票制度を

立憲民主党は、国民投票法が不十分なまま憲法改正の手段として利用されることを認めない。今後も、立憲主義と国民主権の原則に立ち、国会議員の任期延長や自衛隊明記など、憲法の基本原理を毀損し、重大な濫用の危険のある改憲を阻止するとともに、国民の自由な意思が正確に反映される公平・公正な国民投票制度を実現するため、国民投票法の抜本改正に取り組んでいく。

# 23 外務・安保

ロシアによるウクライナ侵略の長期化や中東情勢の不安定化など、国際秩序が大きく揺らぎ、世界情勢は一層厳しさを増している。加えて、首相の台湾有事に関する発言をきっかけに日中関係が悪化するなど、東アジアでも緊張が増している。世界的に自国第一主義が台頭するなか、立憲民主党は外交部会、安全保障部会などを頻繁に開催し、日本の外交戦略のあるべき姿について活発な議論を交わした。

## 10 年後の世界情勢を見据えて議論

パレスチナ・ガザ地区で 2023 年から続くハマス等の武装勢力とイスラエルとの紛争について、立憲民主党は即時停戦や人質の解放などを訴え続けてきた。2025 年 8 月には、パレスチナ国家承認の表明を日本政府に求め、10 月にはガザ和平案「第 1 段階」の合意を歓迎し、日本が和平構築に主体的に貢献することを求めるコメントを発出した。また、外務部門／安全保障部門／外交・安全保障戦略プロジェクトチーム合同会議を開催し、政府や有識者から国際情勢等についてヒアリングするとともに、関連の在日大使や来日中の議員等との意見交換、働きかけなども積極的に行った。

219 回臨時国会では、政調体制の刷新により新設された外交・安全保障総合調査会において、10年後の世界情勢を見据えた議論を有識者も交えてほぼ毎週実施した。また、外務・防衛部門合同会議では、政府から国際情勢や外務省、防衛省所管の補正予算等についてヒアリングを行うとともに、政府が提出した「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」に賛成を決め、同法案は可決・成立した。

## イラン情勢への対応

2026 年 2 月 28 日、アメリカとイスラエルがイランを攻撃するという事態が発生した。立憲民主党は、ただちに武力行使の即時停止を求めるコメントを発出した。核開発問題を巡る対話継続中の攻撃であったこと、国家指導者を標的とした攻撃や先制攻撃が国際法上疑義のあることを指摘し、日本政府に対しても、イランのみを問題視する外務大臣談話の姿勢を批判した上で、法の支配に基づく国際秩序を堅持する基本的立場に沿った外交の展開、邦人保護の徹底などを強く求めた。

また、ホルムズ海峡が事実上の封鎖状態となり、ペルシャ湾内に日本関係船舶 59 隻が滞留し、日本人 24 名を含む 1000 名以上の乗組員が危険にさらされる事態が発生した。立憲民主党はこれをいち早く深刻に受け止めて関係者からヒアリングを行い、3 党政調会長で官房長官に万全の安全確保を講じるよう申し入れた。

高市首相とトランプ大統領との初の首脳会談直前には、日本の国益を守る観点から、即時停戦とホルムズ海峡の安全確保、エネルギー安定供給への協力、追加関税の対象除外など 9 項目からなる「日米首脳会談に向けた提言」を 3 党の代表から官房長官へ手交した。

## 武器輸出の運用厳格化を提言

政府が防衛装備移転三原則の見直しを検討していることを受け、立憲民主党は 3 党合同安全保障部会で議論を重ね、憲法の平和主義や国連憲章の遵守の堅持、海洋安全保障分野における限定的見直しの検討、「武器」の完成品移転に伴う国会の重層的関与と厳格審査など 8 項目か



2026.04.13 防衛装備品移転三原則の運用方針の見直しに係る提言を官房長官に申し入れ

らなる提言を取りまとめ、4 月 13 日に官房長官へ申し入れた。

だが、政府は防衛装備移転三原則と運用指針の改定を拙速に閣議決定し、輸出を非戦闘分野の 5 類型に限定してきた枠組みを撤廃して殺傷能力のある武器輸出も原則可能とした。さらに、輸出の際の国会の関与は文書での事後通知にとどまり、戦闘中の国への輸出も「特段の事情」があれば可能としている。立憲民主党は、武器輸出の基準・運用の厳格化や国会の関与の必要性を訴え続けていく。

### ACSA、防衛省設置法改正案に賛成

安保法制との関係から、二国間の物品役務相互提供の決済手続を定める「物品役務相互提供協定（ACSA）」に、立憲民主党はこれまで反対してきた。しかし、221 回特別国会に提出されたフィリピン、オランダ、ニュージーランドとの ACSA については賛否様々な意見があった。そのため、参議院での審議を経てから賛否を決定することとし、党独自に外交部会、安全保障部会、外交・安全保障調査会、憲法調査会等の合同会議で慎重に議論を重ねた。わが国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえると、基本的価値観を共有するミドルパワーの国々との連携の重要性がより高まっていること、ACSA 自体は手続法であり、さらに武器は対象から除外されていること、今回協定を結ぶ 3 カ国とは、存立危機事態を想定した共同計画や運用面の調整について協議を行う計画はないと確認できたことから、常任幹事会の協議を経て本協定に賛成することとした。

また 221 回特別国会では、防衛省・自衛隊の組織改編や人的基盤の抜本的強化を内容とする「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」が重要法案として審議された。立憲民主党は、本法案の改正理由や運用上の課題について質疑するとともに、今後の安全保障はソフトとハードの双方を組み合わせた戦略が必要だとして、ソフトパワーを次期安保三文書にも明確に位置付けるべきだと主張した。また、「新しい戦い方」に向けた防衛力整備のため、防衛費全体の効率化と重点化を求めるなどした。加えて、自民党大会における自衛隊の国歌斉唱問題に関連し、戦後確立された文民統制ルールのさらなる徹底を強く求めつつ、本法案に賛成した。

立憲民主党は、221 回特別国会において外務省提出法案 2 件、条約 12 件、防衛省提出法案 2 件のすべてに賛成し、すべての法案が可決・成立、すべての条約が承認された。

### 国是である非核三原則の堅持を訴え

6 月には、年末の安保三文書改定を念頭に置いた核政策に関する国会議員討論会に出席し、①非核三原則の堅持、②核兵器禁止条約へのオブザーバー参加、③ミドルパワー諸国との連携および核軍縮・不拡散体制の維持・堅持という 3 点を柱とする平和創造外交を推進するとの立場を表明した。さらに、代表や幹事長も記者会見などの場で繰り返し非核三原則の堅持を訴え、非核三原則の見直しや核共有などの議論を進めようとする高市政権や与党の日本維新の会をけん制した。

# 24 財務金融・税制・経済財政

### 「底上げ型経済成長」に向けた税制改革を提言

立憲民主党は2025年、税制調査会を中心に、各部門会議等で、関係団体から2026 年度の税制改正に関する要望をヒアリングした上で、「2026(令和 8)年度税制改正についての提言」を取りまとめた。

提言は、GDP の 5 割強を占める個人消費（「暮らし」）と雇用の約 7 割を支える「中小企業」の底上げなくして日本の経済・社会の本格的な再生はあり得ないとの基本認識の下、①暮らし応援、賃金・所得の向上―物価高を乗り越える、②中小企業を強力支援―生産性向上・成長力強化、③公平・納得の税制改革―成長を阻む「歪み」を正すの 3 本柱で構成した。具体的には、臨時・時限的な食料品消費税ゼロと「給付付き税額控除」の導入、与野党合意に基づくガソリン・軽油の暫定税率廃止、防衛増税の撤回、中小企業における賃上げの実効性を高める「シン・賃上げ促進税制」の創設、中小企業のDX を促進する税制措置の強化、「1 億円の壁」の解消に向けた金融所得課税改革などを主張した。

本提言については、政府・与党の税制改正大綱の決定に先立ち、財務大臣に申し入れた。また、少数与党下での初の試みとして、自民党の税制調査会長との会談も実施した。

その後、政府は 2025 年 12 月 26 日に「令和 8 年度税制改正の大綱」を閣議決定し、同大綱に基づき、221 回特別国会に「所得税法等の一部を改正する法律案」を提出した。

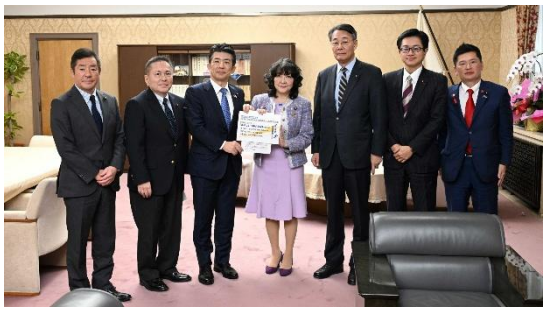
同法案には、物価上昇率に連動した基礎控除の引き上げや、「1 億円の壁」対策をはじめ、立憲民主党が主張してきた内容が盛り込まれたところもあり、一定程度評価できる部分もある。しかしながら、依然として物価高騰が国民生活を圧迫する中で、とりわけ、防衛特別所得税の創設（防衛増税）を「家計の負担増にならない」との詭弁の下に断行することは、国民生活軽視にほかならず、到底容認できるものではなかった。加えて、既に決定された防衛特別法人税の創設とたばこ税の増税により、防衛力整備計画に基づき税制措置で賄うことを予定している防衛財源（1 兆円強）は確保できる見込みであることを併せて鑑みれば、現在の厳しい経済状況で国民に新たな負担を求める合理的根拠はもはや存在しなかった。

こうした認識に基づき、立憲民主党は他党と共同で、参議院財政金融委員会に防衛増税の凍結を図る修正案を提出したが、否決された。立憲民主党は同法案に反対したが、与党等の賛成により、3 月 31 日、原案通り可決・成立した。

### 「食料品消費税ゼロ法案」を提出

立憲民主党は 2025 年の参議院議員選挙公約で、①1 人当たり 2 万円の「食卓おうえん給付金」を迅速に給付した上で、②原則 1 年・最大 2 年にわたり食料品にかかる消費税を 8%から 0%に引き下げ、③その後隙間なく「給付付き税額控除」に移行するという「3 ステップの物価高対策」を掲げた。この公約の実現を図るため、立憲民主党は、議員立法「飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案」（食料品消費税ゼロ法案）を 219 回臨時国会に提出した。

なお、公約として掲げた時点では、減



2025.12.08 「2026(令和8)年度税制改正についての提言」を財務大臣に申し入れ



2025.12.08 少数与党下での初の試みとして立憲・自民 税制調査会長会談を実施

税の開始時期を 2026 年 4 月 1 日からとしていたが、その後、一定の時間が経過したことに鑑み、政調会長を座長として立ち上げた党内の「消費税負担軽減対策チーム」で関係団体からのヒアリング等も実施した上で、本法案では 2026 年 10 月 1 日から減税を開始することとした。

### 新しい金融政策 WT で「植田日銀」を検証

この間、立憲民主党が 2023 年に取りまとめた提言「新しい金融政策」に概ね沿う形で、「異次元の金融緩和」からの転換など、金融政策の修正が行われてきた。しかしながら、2025 年 9 月の日本銀行による ETF の売却方針決定、「アベノミクス」の継承者である高市首相の誕生など、金融政策に関する状況は変容しつつあった。

これを受けて、「新しい金融政策」のアップデートを図るべく、2025 年 11 月、財務金融部門の下に新しい金融政策ワーキングチームを再設置し、折り返しを迎えた「植田日銀」の総括・検証を実施した。

### 財政民主主義の観点から特例公債法の修正を提起

政府は 221 回特別国会に「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（特例公債法改正案）を提出した。本法案は、特例公債の発行期間を 5 年間延長するものであるが、我が国の財政は、債務残高対 GDP 比が 200%を超過するなど、かねてより厳しい状況にあることに加えて、高市政権が掲げる「責任ある積極財政」により、市場の信認が揺らぎ、急速な円安や金利上昇が進行する事態を招くなど、深刻さを増している。こうした経済・財政の状況に鑑みれば、特例公債の発行期間は 1 年間とし、毎年の国会審議を経た上で政府に発行権限を授与する方が、財政民主主義、あるいは市場の信認維持の観点から妥当である。

こうした認識の下、立憲民主党は他党と共同で、参議院財政金融委員会に、特例公債の発行期間を 1 年間とする等の修正案を提出したが、否決された。立憲民主党は同法案に反対したが、与党等の賛成により、3 月 31 日、原案通り可決・成立した。

### 「日本版 CFIUS」の創設に向けた外為法改正に賛成

政府は 221 回特別国会に「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は、アメリカの対米外国投資委員会（CFIUS）に倣った省庁横断の執行体制の構築など、対日直接投資に係る審査制度を高度化することを目指すもので、この間に生じた事例を踏まえた上で、安全保障等の観点からの対応強化と、審査の効率化・合理化等による対日直接投資の促進を図るものであることから、立憲民主党としても賛成した。同法案は、与野党の賛成多数を以て、5 月 29 日に可決・成立した。

### スルガ銀行不正融資問題の早期解決に向けて

スルガ銀行不正融資問題については、裁判所から問題解決に向けた調停勧告が示されるなど、一定の前進は見られたものの、なお不正融資による多額の債務が残る被害者も多く、全面的な解決には程遠い状況にあることから、立憲民主党は、参議院財政金融委員会におけるスルガ銀行代表取締役社長に対する参考人質疑の実現など、問題の解決に向けて尽力した。

# 25 文部科学

## 給特法等改正を受けて

2025 年の 217 回通常国会で政府から提出された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（給特法等改正法案）は、教職員の教職調整額の段階的引き上げについては明記されたものの、業務削減や長時間労働改善の観点で不十分であった。このため、立憲民主党から修正を求め、①1 カ月の時間外在校等時間を平均 30 時間程度に削減することを目標とし、教職員 1 人当たりの担当授業時数の削減、教職員定数の標準の改定等の措置を講ずること、②公立中学校の 35 人学級の実現に関する法制上の措置について明記することなどの修正が行われた。

給特法等改正を受け、2025 年 9 月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（上限指針）が改正され、時間外在校等時間の達成目標が掲げられるとともに、「学校と教師の業務の 3 分類」が同指針に位置付けられた。これらを踏まえ、文部科学部門会議で給特法等改正の進捗状況についてヒアリングを行い、修正部分が確実に実施されるよう随時進捗状況を確認していくこととなった。

また、現行のカリキュラムが子どもや教職員に過大な負担をかけている。学習指導要領の見直しが、今後の教育の在り方や教職員の働き方に大きな影響を及ぼすものであることから、立憲民主党は、次期学習指導要領（論点整理）についてヒアリングをし、授業時数の在り方等について意見交換を行った。

221 回特別国会には、公立中学校における 35 人学級化を行う「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が政府から提出された。立憲民主党が 217 回通常国会で給特法等改正法案を修正した内容そのものであり賛成し、政府案は原案通り可決・成立した。なお、①小中学校の一層の少人数学級化、②教職員数の充実および財源確保、③教職員の持ち授業時数の軽減、④正規教職員の計画的・安定的な採用・配置等について附帯決議を付した。

## 高校無償化への対応

高校授業料無償化について、立憲民主党

は、家庭の経済力に左右されず、誰もが同じスタートラインに立てる社会の実現を目指し、所得制限のない高校授業料の無償化を訴えてきた。そして、217 回通常国会で、高校授業料について、①高等学校等就学支援金の所得制限の撤廃、②私立高校については、①に加え、授業料の全国平均である年額約 45 万円までの支援、③公立高校等への支援を充実させる観点から、老朽化などの対策が必要な公立学校への施設整備支援を増額すること等を内容とする、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」および「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案」を衆議院に提出したが、廃案となった。

221 回特別国会で政府から提出された「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」は、所得制限の撤廃、私立高校への支援額の引き上げについて、217 回通常国会で立憲民主党が提出した法案とほぼ同内容であったことから、賛成し、政府案は原案通り可決・成立した。なお、①教育の機会均等の観点も含めた検証・検討、②所得制限の撤廃により格差が拡大しないよう努めること、③申請手続において対象者が漏れることがないよう配慮すること、④自治体や学校現場の事務量増大への対応、⑤私立高校における合理性のない授業料値上げへの対応、⑥教育費負担の軽減および教育予算のさらなる充実、⑦本法支援対象外の外国人学校等への予算措置による支援継続等の附帯決議を付した。

### 諸課題への対応

国立博物館・国立美術館の新たな中期目標（令和 8～12 年度）や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の附則に基づく施行後 3 年見直しに係る検討状況、多文化教育、デジタル教科書等の諸課題についても積極的にヒアリングと議論を行った。

また、221 回特別国会では、生徒数・学校数が増える一方で、管理運営面の課題が指摘されている通信制高校について、衆議院文部科学委員長から、学校設置者の管理運営の責務を明確化するとともに、文部科学大臣による基本指針の策定等を内容とする「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案」が提出され、立憲民主党も賛成し、可決・成立した。

# 26 厚生労働

## 地域医療を守るための支援策を提案

物価高騰の影響や人件費の増大などによって、医療機関の経営は厳しい状況に置かれている。立憲民主党の厚生労働部門と社会保障改革総合調査会の役員は2025年10月、東京都内にある大学附属病院を視察し、多くの患者が来ているにもかかわらず赤字になっているとして、支援を求める要望を受けた。また、野田代表と部門等の役員は JCHO（独立行政法人地域医療機能推進機構）の病院を視察し、医療現場の老朽化と厳しい経営実態を確認した。その後、視察を踏まえて医療機関に対する支援策を取りまとめ、11 月に公表した党の緊急経済対策に盛り込んだ。

## 医師偏在対策の修正を求める

政府は 217 回通常国会に「医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。本法案は継続審議となり、219 回臨時国会で審議が行われた。立憲民主党は本法案の医師偏在対策の中で、本来の保険給付とは関連性が乏しい医師手当事業に医療保険の保険料を充てる規定を削除し、全額国費負担とする修正等を求め、国民民主党と共同で修正案を提出した。その後、各党との修正協議が調ったため、立憲・国民案を取り下げ、立憲民主党をはじめとする 5 党が共同で修正案を衆議院厚生労働委員会に提出した。医師手当に関する規定の削除は受け入れられなかったが、本法案の方向性には賛同できるため、立憲民主党は本法案に附帯決議を付して賛成した。本法案は衆議院で 5 党案によって修正の上、可決・成立した。（詳細 11）

## OTC 類似薬の保険給付の見直しについて慎重な検討を要請

自由民主党と日本維新の会は、2025 年 10 月の連立政権合意書に基づき、OTC 類似薬の保険給付の在り方の見直しについて検討を進めた。立憲民主党は、現役世代の社会保険料負担の軽減のため、医薬品の保険給付については不断の見直しが必要であるものの、見直す場合は、患者に対する影響をエビデンスに基づいて丁寧に検証すべきであると考える。そうした認識の下、社会保障改革総合調査会と厚生労働部門は、患者個人や患者団体等から見直しについての見解をヒアリングするなどして検討を深めた。

その結果を踏まえ、立憲民主党は 2025 年 12 月、厚生労働大臣に対して申し入れを行い、①患者団体など関係団体の意見を聴取して、それを尊重すること、②実態調査を実施すること等により詳細なデータを収集して分析するといったプロセスを経て慎重かつ丁寧に検討した上で結論を出すことを強く要請した。

## 未払賃金の救済に取り組む

スマホ等を利用して仲介事業者が提供するいわゆる「スポットワーク」「スキマバイト」を巡って、これまでに企業側の都合で仕事をキャンセルされ、賃金が未払いとなるトラブルが起きてきた。そのため、立憲民主党は 219 回臨時国会で「特定スポットワーク労働者等に生じた経済上の不利益の回復等のための臨時措置等に関する法律案」（スポットワーク・スキマバイト未払賃金救済法案）を取りまとめた。本法案は、厚生労働省の通知を踏まえ、スポットワーク協会が労



2025.10.17 都内にあるＪＣＨＯの病院を視察



2025.12.10 「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直しに際しては、患者さんに対する影響の検証を求める要請」を厚生労働大臣に手交

働契約の成立時期についての取扱いを改め、その周知を図った日（2025 年 9 月 1 日）の前に起きた未払賃金問題に対応するため、臨時の措置を定めるものである。

### 高次脳機能障がい者への支援を推進

高次脳機能障がい者が適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難を有する状況にあることに鑑み、超党派の議員連盟で「高次脳機能障害者支援法案」を検討し、立憲民主党も積極的に取り組んだ。本法案は、高次脳機能障がい者に対する支援に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、地域での生活支援、教育的支援、相談体制の整備等について定めることにより、高次脳機能障がい者の自立および社会参加のため、その生活全般にわたる支援を図ることを目的とするものである。本法案は 219 回臨時国会で衆議院厚生労働委員長提案によって可決・成立した。

### 高額療養費制度の抜本改革等を提案

政府は 221 回特別国会に「健康保険法等の一部を改正する法律案」を提出した。政府案には、高額療養費について長期療養者への一定の配慮が規定されているものの、政府は高額療養費の自己負担限度額の引き上げを予定しており、患者負担が現行より増加すること等が想定されていた。そのため、立憲民主党・中道改革連合・公明党の 3 党合同会議で了承した「国民が安心して利用できる高額療養費制度の見直し法案」を衆議院に提出した。野党案は採決されず、政府案が可決されたため、参議院では立憲民主党は政府案に対する修正案を公明党と共同で提出した。修正案が否決されたため、立憲民主党は政府案に反対した。政府案は可決・成立し、衆議院に提出した野党案は継続審議となった。（詳細 13）

### 介護保険制度改正の懸念点に歯止めを求める

政府は 221 回特別国会に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出した。本法案には①住宅型の有料老人ホームの入居者へのケアマネジメント費用に原則 1 割の利用者負担を求めることについては利用者への影響が大きい、②介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置をさらに延長することについては国家資格の信頼性を損なうおそれがある、といった問題があり、これらの懸念点への対応を附帯決議等で担保することとした。

与党が立憲民主党の提案を受け入れなかったため、附帯決議は必ずしも十分な内容とはならなかった。しかし、本法案は小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業など、現下の状況を踏まえた必要な措置を盛り込んでいて評価できるものであり、立憲民主党は本法案に附帯決議を付して賛成した。本法案は可決・成立した。

### 空襲被害者に対して国として慰謝する法案を提出

立憲民主党をはじめとする野党 7 党 1 会派は 221 回特別国会で、空襲被害者に対して 50 万円の一時金を支給する「特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案」を共同で参議院に提出した。本法案は超党派の議員連盟で検討してきたものであり、立憲民主党は法案提出に向けて積極的に取り組んできた。本法案は廃案となった。

# 27 農林水産

## 食料安全保障と持続可能な農林水産業の実現に向けて

農林水産部会では、221 回特別国会において、政府から提出された 8 法案、「農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案」「日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」「農林中央金庫法の一部を改正する法律案」「農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案」「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案」「種苗法の一部を改正する法律案」について審査し、対応を決した。

また、議員立法 4 法案、「食育基本法の一部を改正する法律案」「主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案」（主要農作物種子確保法案）「国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案」および「国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案」（国有林野事業職員の労働関係に関する 2 法案）に取り組んだ。

さらに、農林水産大臣らに「水田政策の見直しに関する提言」「メルコスール（南米南部共同市場）との EPA 交渉に関する要請」「政府備蓄米の早期買戻しに関する要請」を行うなど、政策提言・要請に取り組んだ。

### 日本中央競馬会関連 2 法案に賛成

「農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案」および「日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」については、別枠で十分な予算を確保すること等を求め、それぞれに 4 項目の附帯決議を付して本法案は可決・成立した。

### 農林中央金庫法改正案等 2 法案に賛成

「農林中央金庫法の一部を改正する法律案」および「農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案」については、外部理事の登用等によるガバナンスの強化を求めることなど、それぞれに 6 項目、4 項目の附帯決議を付して本法案は可決・成立した。

### 家畜伝染病予防法改正案に賛成

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」については、豚熱発生時の選択的殺処分の実施に当たって、適切な基準を定め、家畜防疫員等への指導を徹底することなど、7 項目の附帯決議を付して本法案は可決・成立した。

### 食糧法改正案に反対

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」については「米騒動」を引き起こした国の責任が背景にあるにもかかわらず、改正内容は国の責任の在り方が不十分で生産者から消費者に至るまで国民の不安を払拭できるものとなっていないこと、国民の財産である備蓄米について、機動的な運用の在り方が不明確であることなどから反対した。その上で、米穀の安定的な生産・供給が行われることなどを求めた 13 項目の附帯決議を付して本法案は可決・成立した。（詳細 14）



2026.06.24 超党派で種子確保法案を参議院に提出



2026.05.25 龍ケ崎市の横田農場を視察

### 種苗法改正案等 2 法案に賛成

「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案」および「種苗法の一部を改正する法律案」（種苗法改正案等）の政府提出 2 法案については、立憲民主党、国民民主党、公明党、参政党、日本共産党が共同提出した議員立法「主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成等に関する法律案」（主要農作物種子確保法案）との並行審議を行い、育成した重要品種の知的財産の保護が図られるよう必要な支援を行うことなど、それぞれに 12 項目、6 項目の附帯決議を付して、政府提出 2 法案は可決・成立した。議員立法は廃案となった。（詳細 15）

### 食育基本法改正案が成立

食育基本法については、制定から 21 年を経て初めてとなる抜本的な見直しが行われた。主な改正内容としては、食料安全保障の確保、大人の食育、学校等における食育・農林漁業教育の強化、食育推進、PDCA サイクルによる目標管理等が含まれている。本法案は、衆議院農林水産委員長提案により、221 回特別国会で成立した。

### 国有林野事業職員の労働関係に関する 2 法案

2008 年の国家公務員制度改革基本法 12 条に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、暫定的な措置が必要なことから、2013 年以降、法案を提出し続けてきた。221 回特別国会においても、国有林野事業職員の労働関係に関する 2 法案を取りまとめ、三党合同政調審議会での了承を得たが、同国会への提出は見送ることとなった。

### 水田政策の見直しに関する提言

3 党合同農林水産部会は、6 月 9 日に農林水産大臣に対して、20 項目からなる水田政策の見直しに関する提言を行った。提言の取りまとめに当たって、3 党合同農林水産部会は 5 月 25 日に茨城県龍ケ崎市の横田農場を訪れ、農場代表や、龍ケ崎市長らと意見交換を行うなど、現場の声も提言に反映させた。

### メルコスールとの EPA 交渉に関する要請

3 党合同農林水産部会と外務部会は、6 月 22 日に農林水産大臣に対して、翌 23 日には外務副大臣に対して、メルコスール（南米南部共同市場）との EPA 交渉について、これまでに締結した EPA がわが国の農林水産業に及ぼした影響および対策の検証、わが国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉を行うことなど、6 項目の要請を行った。

### 政府備蓄米の早期買戻しに関する要請

3 党合同農林水産部会は、8 月 27 日に農林水産副大臣に対して、政府備蓄米を適正備蓄水準へ回復するため、早期に可能な限り大量の備蓄米の買戻しを行うことなど、4 項目の政府備蓄米の早期買戻しに関する要請を行った。

### 農林水産キャラバンの実施

立憲民主党は、農林漁業再生本部を設置して、農林水産キャラバンを全国展開しており、直近では、栃木県鹿沼市、埼玉県さいたま市などで、食料確保・農地維持支払制度（食農支払制度）や新規就農対策等をはじめ、農政に関する意見交換等を行った。

# 28 経済産業

## 万博工事費未払い問題への対応

2025 年 4 月に開幕した大阪・関西万博では、一部の海外パビリオンの建設工事を巡り、工事を受注した中小の建設事業者などへの工事費未払い問題が発生した。その主な背景としては、準備段階から着工の遅れが指摘されていたこれらのパビリオンの完成を開催日に間に合わせるため、大阪府および大阪市や万博協会が中小建設事業者に広く受注を呼びかける中で、多重取引構造が形成されたこと、工期が極端に短い中で追加・変更工事が相次いだものの、必要な図面や契約書等の書類が不備のある状態で進められたこと等があった。

立憲民主党は経済産業部門のほか、内閣部門および国土交通部門との合同会議で、未払いの影響を受けた関係事業者及び関係省庁からヒアリングを行った。

また、工事費未払いの影響を受けた中小建設事業者において資金繰りや事業維持に困難が生じていたことを踏まえ、立憲民主党は「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」（万博特措法）の改正案を取りまとめた。本改正案は、博覧会協会の業務に未払い工事費用債権の買取り等を追加し、被害者の救済を図るものであり、れいわ新選組、日本共産党、減税保守こどもと共同で衆議院に提出したが、220 回通常国会での衆議院解散により審議未了、廃案となった。

## イラン情勢による国内産業への影響を注視

2026 年 2 月、アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃を契機に中東情勢が緊迫化した。これにより、ホルムズ海峡を経由する原油輸送への支障が懸念され、原油価格が急騰したことから、国内へのエネルギー供給や、石油のみならずナフサをはじめとする石油関連製品の製造・流通・価格に大きな影響を及ぼした。

3 党合同経済産業部会では、ホルムズ海峡以外を経由した原油の代替調達の状況や、緊急的な燃料油価格激変緩和対策、石油備蓄の放出、首相や経済産業大臣によるエネルギー市場安定化に向けた国際的な働きかけなど、政府の方針や対応について、随時ヒアリングを行った。さらに現場の声を踏まえて、ナフサ不足による石油化学製品の深刻な品不足と価格高騰や、建設・ものづくり・医療・サービス等への影響について、委員会審議を通じて政府にただすとともに改善を求めた。

## 自動車産業脱炭素化推進法案を再提出

議員立法「自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案」（自動車産業脱炭素化推進法案）は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、自動車産業の脱炭素化の推進に関する基本理念や国の責務、施策の基本的な方向性を定めることを内容としている。自動車産業の総合的かつ計画的な脱炭素化を推進することで、自動車産業の国際競争力の維持・強化を図るとともに、日本の経済発展に寄与することを目的としている。本法案については、これまでも他会派と共同で衆議院に提出し、審議と早期成立を求めてきたが、220 回通常国会での衆議院解散により審議未了、廃案となっていた。

221 回特別国会においては、本法案の再提出に向けた検討を進め、人工知能の活用を含めた技術の高度化、知的財産の創造や保護・活用を推進した上で、自動車産業の競争力の維持強化に資するよう、

国際協力の推進等、一部内容を拡充し、取りまとめた。本法案は 3 党合同経済産業部会で了承され、衆議院に提出し、継続審議となった。

### 政府提出法案を真摯に協議

221 回特別国会に 3 件の政府提出法案が提出され、3 党合同経済産業部会では、政府から法案の内容についてヒアリングをするとともに、法案への対応について真摯に協議を進めた。

「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」は、わが国の産業競争力強化による持続的発展のため、①大胆な投資促進税制など国内投資促進措置による事業の高付加価値化、②日米政府の戦略的投資イニシアティブの着実な履行に向けた貿易保険法の改正等による、海外需要開拓や安定的な原材料確保を通じた供給網の強靱化、③事業活動の基盤となる産業用地の整備や担い手の確保に資する生活基盤の維持に対する支援措置を一体的に講ずるものである。

3 党合同部会では、税制措置による財政への影響や大企業優遇による格差拡大、投資効果の不確実性について懸念する指摘があり、委員会質疑を通じて政府の見解をただすとともに、附帯決議を付した上で賛成し、本法案は可決・成立した。

「産業技術力強化法の一部を改正する法律案」は、産業技術に関する研究開発を推進するため、AI・先端ロボット、量子、半導体・通信等を重点産業技術として指定することや、事業者による重点産業技術に関する研究開発計画の認定制度、重点産業技術について共同研究開発体制がある研究開発機関の認定制度の創設、認定を受けた事業者・研究開発機関に対する研究開発税制等による支援措置などを講ずるものである。

3 党合同部会では、国際競争が激化する中で、戦略的に重要な技術分野に対する研究開発を促進する観点で本法案は重要な意義を有すると評価する一方、研究開発税制による税制優遇の効果をどのように検証していくのか、また、大学等の研究拠点と連携する際の手続の煩雑さなどについて、指摘や意見があった。これらの論点については、委員会質疑を通じて政府の見解をただすとともに、附帯決議を付した上で賛成し、本法案は可決・成立した。

「電気事業法の一部を改正する法律案」は、電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進するため、大規模な地域内・地域間送電線の整備促進や大規模電源の整備促進などによる供給力の確保、電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備、太陽電池発電設備等の安全性向上に関し、所要の措置を講ずるものである。

3 党合同部会では、広域的な系統整備や大規模送電線の整備の重要性を踏まえ、本法案の趣旨については、概ね理解を示した。一方、大規模電源の整備の促進等に係る資金貸付制度については、特定の電源に限定していないことから原子力発電も対象となり得る点について、様々な意見交換が行われた。また、法案化に至るまでのエネルギー政策の検討過程について、政府に対し、より透明性を高めて丁寧に説明するよう強く求める意見も示された。これらの論点については、委員会質疑を通じて政府の見解をただすとともに、附帯決議を付した上で賛成し、本法案は可決・成立した。

# 29 環境・エネルギー・原子力

### 気候危機と生物多様性の損失に立ち向かい、持続可能な環境政策を推進

パリ協定は世界の平均気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を求めている。しかし、2025 年の世界の平均気温は約1.44℃上昇し、1.5℃目標の一時的超過が現実化した。気候変動は生態系の崩壊を加速し、生物多様性の損失は炭素吸収源の弱体化を通じて温暖化をさらに進めるため、両者は相互に増幅し合う。国際機関は、地球システム全体の安定性を脅かす深刻な危機であると警告している。

こうした状況を踏まえ、2026 年衆議院解散までは立憲民主党環境部門および環境・エネルギー総合調査会にて、以降は中道改革連合・立憲民主党・公明党三党合同環境部会（3 党合同会議）として、市民団体や有識者等を招き、政策議論を深めた。

221 回特別国会では、政府から「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」のほか、「環境省設置法の一部を改正する法律案」「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」および「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」が提出された。これらの法案については、いずれも賛成し、可決・成立した。

法案審議に際し、南極観測隊経験者から南極調査の重要性を確認し、金属リサイクル施設の多い自治体から現場の課題を聴取するなど検討を重ね、委員会質疑および附帯決議等に反映した。また、日本維新の会提案の議員立法「犬猫肉等を食すること等の禁止に関する法律案（仮称）」について、党内手続である議員立法登録を行った。

### いまだ終わっていない水俣病問題

2026 年 5 月 1 日、水俣病公式確認から70 年の節目を迎えた。人命や環境よりも経済を優先した結果、多くの被害者を生み、水俣病は「公害の原点」と呼ばれるに至った。環境部門は政府の対応状況を聞き取り、議論を重ねるとともに、環境の日の談話や政府への要請、議員立法の提出などに取り組んだ。（詳細 12）

### クマ被害対策～人命等の被害防止と生態系保全の両立～

2025 年度、クマによる人身被害件数は統計開始以降最多となった。連日のクマ出没報道や、通学にも不安が生じる状況であったため、農林水産部門と合同会議を開催し、政府から状況を確認し、専門家の意見を聴取した。2025 年 10 月・11月には緊急対応体制の強化や出没防止策の徹底、専門職員・ハンター等の人材育成や予算の確保などについて、環境省および農林水産省に要請を行った。

また、政府の対応を促すため、議員立法「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」の議員立法登録・審査を行ったが、時間的な制約から法案提出には至らなかった。今後もクマの出没状況や政府対応を注視し、対策を後押ししていく。

### 太陽光パネルリサイクル制度の実効性の追求

「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」は 2025 年の国会提出が見込まれていたが政府内で意見集約が進まず、221 回特別国会に提出された。パネルリサイクルは、再エネの最大限の導入を図る上で重要な課題であるため、より実効性のある制度とするべく、有識者や再エネの主力電源化に取り組む事業者から意見を聴取した。また、リサイクル費用の確保が課題となることから、設置



2025.10・11 緊急対応体制の強化や出没防止策の徹底、専門職員・ハンター等の人材育成や予算の確保などを政府に求める



2026.07.08 気候変動による洪水や渇水リスクと適応策の重要性について専門家からヒアリング

時点で費用負担を明確化する仕組みの検討を求めるなどの修正案を検討したが、成案を得るに至らなかった。政府案の不十分な点については、委員会質疑および附帯決議等で補い担保した。

## 気候変動と社会への影響

気候変動の影響は、激しい豪雨や干ばつをはじめとする異常気象や自然災害となって現れ、私たちの暮らしを脅かしている。一方、その深刻さに比して、国会における議論は十分に進んでいない。

環境部門では COP30 に関する報告を市民団体および政府から聴取し、3 党合同会議ではイベント・アトリビューション（実際に発生した気象災害に対する地球温暖化の寄与の度合いを定量的に示す手法）の専門家と、気候変動と水資源の関係に関する専門家から最新の見解を聴取した。激しい豪雨の増加や水不足の発生など、一人ひとりの生活と気候変動の影響との関係性を知ることが、気候変動対策への理解と対策の前進につながるのではないかなどの議論を深めた。

## 浄化槽を巡る課題

浄化槽を巡る課題は各党議員連盟で検討が進められた。環境部門では2025年12月、現状を確認し、2026 年以降は 3 党合同会議で立憲民主党と公明党の議員連盟の検討状況を確認した。その結果、手法は異なるものの、浄化槽の清掃率向上を目指す点で一致しており、公明党議員連盟の「浄化槽法の一部を改正する法律案（仮称）」および立憲民主党の議員連盟の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」両案の議員立法登録を行った。その後、3 党合同会議で、公明党議連案の法案審査を行ったが、両案の整合を図るため、立憲民主党は同法案への態度を保留とした。

## 原子力発電所を巡る不適正事案への対応

原子力発電所を巡る不適正事案については、早急な対応が求められる。環境部門では、東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護秘密を含む文書が適切に管理されていなかった事案等について、政府から状況を聴取し、必要な対応を求めた。

## 再エネ最大化とメガソーラー対策

2025 年、環境・エネルギー総合調査会は、再エネの最大限の導入および省エネ促進を目指し、「再エネ産業創生ワーキングチーム」および「農地再生×ソーラーシェアリング戦略ワーキングチーム」を設置し、関係する企業から現場での課題を聴取した。

また、これまで提出してきた議員立法「分散型エネルギー利用の促進に関する法律案」および「国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案」について、最新の状況を政府および市民団体から確認した上で、議員立法登録・法案審査を行った。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入により、各地で大規模な太陽光・風力発電施設が建設され、発電量は増加したが、自然環境の破壊や景観悪化、騒音、土砂流出や火災、不適切な開発・管理などの問題が生じ、各地でトラブルや反対運動が起きている状況を踏まえ、2025年12月、自治体主導のゾーニング制度、地域資本参加の促進、環境アセスメント対象拡大、対話プロセスの法定化、自治体の関与強化を柱とする「再生可能エネルギー施設の立地規制のあり方（中間報告）」を取りまとめ、政府に申し入れを行った。

# 30 国土交通

## 政府提出法案等への対応

### 防災・物流・地域交通を支える法制度を議論

219 回臨時国会では、政府が提出した「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を審査した。本法案は、洪水特別警報や高潮共同予報・警報制度の創設により迅速な情報提供体制を整備するとともに、外国法人等による不適切な予報業務への規制を強化するものである。頻発・激甚化する水災害への対応として、情報提供の高度化と規制強化を通じて国民の安全確保に資すると評価し、賛成した。同法案は可決・成立した。

221 回特別国会では、3 党合同会議において以下 5 法案を審査した。

「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案」は、貨物自動車中継輸送の推進のため、基本方針の策定や、実施計画の認定制度の創設等を行うものである。ドライバー不足への対応として、拘束時間の短縮と輸送力の確保を両立させるものと評価し、法案に賛成した。

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」は、特定業務施設等の立地誘導、広域連携による都市機能強化、地域資源を活用した景観形成、災害リスクを踏まえた居住誘導・防災機能確保等を推進するものである。人口減少下における都市機能集約に資する必要な措置と判断し、賛成した。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」は、バス・タクシー・公共ライドシェアを活用した複数主体連携による運送サービスの創設等を行うものである。交通空白拡大への対応として賛成したが、深刻な運転手不足は制度整備のみでは解決困難であり、自治体の財政力・ノウハウの差によって地域間格差が拡大する懸念があるため、実効性ある財政支援・人材確保策の必要性を指摘した。また、こうした課題が日本全国に共通することを踏まえ、参議院国土交通委員長主導で神奈川県を視察し、地域公共交通の現状と課題を確認した。

「下水道法等の一部を改正する法律案」は、下水道管路の診断基準の法制化、広域連携推進計画制度および災害時復旧代行制度の創設等により、下水道の基盤の強化を図るものである。道路陥没事故を踏まえた喫緊の課題への対応として賛成したが、点検・診断の運用にばらつきが生じる懸念や、技術職員不足が深刻な自治体の体制確保の困難さから、財政・技術支援の充実を求めた。

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」は、建築物通算炭素排出量評価制度、上位住宅トップランナー制度、環境性能の第三者認証・表示制度等を整備するものである。2050 年カーボンニュートラル実現に資するものとして賛成したが、評価コストの上昇が住宅価格・賃料へ転嫁され生活者負担の増大につながらないよう配慮すべきこと、中小工務店等への支援策の必要性を指摘した。

これらの 5 法案はいずれも可決・成立した。

## 議員立法の提出と審議

219 回臨時国会では、燃料価格・物価高騰等により厳しい経営環境にある運輸事業者を支援する「運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案」を立憲民主党は、自由民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、れいわ新選組、日本共産党、有志の会と共同で提出した。220 回通常国会での衆議院解散により廃案となったが、221 回特別国会で衆議院国土交通委員長提出法案として改めて提出された。立憲民主党は参議院に

おいて附帯決議を付した上で賛成し、可決・成立した。

法務・国土交通・内閣の合同会議において、不動産取得等の動向を把握するための措置を講じる「国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案」を取りまとめ、2025年12月1日に提出したが、衆議院解散により廃案となった。

221回特別国会では、建築士の高齢化・担い手不足に対応する「建築士法の一部を改正する法律案」の成立に3党で協力した。在学中の受験の導入、実務経験要件の見直し等を内容とし、若年層の資格取得促進や建築行政の体制維持・強化を評価する一方、受験時期早期化が実務能力形成や国際競争力に及ぼす影響について長期的視点での議論の必要性を指摘した上で、成立に協力した。その結果、同法案は衆議院国土交通委員長が提案し、全会一致で可決・成立した。

### 2026年度予算・組織定員要求への対応

219回臨時国会では、2026年度国土交通省予算概算要求・組織定員要求について国土交通省からヒアリングを行い、防災・減災、老朽インフラ更新、地域公共交通、物流効率化等の要求額の根拠や実効性、地方負担を確認した。構造的課題への対応には安定的な予算・人員確保が重要であり、予算編成過程を引き続き注視していく。また、参議院国土交通委員会の予算委嘱審査では、2026年7月1日から税率が引き上げられた、いわゆる「出国税」（国際観光旅客税）について、その使途が税の趣旨に沿ったものとなっているかなど厳しく確認した。

### 税制改正要望に関する関係団体ヒアリング

2026年度税制改正要望に関し、国土交通分野の関係団体から要請を受けた。地域交通・物流の維持、住宅・不動産市場の活性化、鉄道・航空・海運の設備投資、脱炭素化・安全対策に係る税制措置について要望が寄せられ、精査の上、党の税制改正要望への反映を検討した。

### 中東情勢の緊迫化による物流・交通への影響

221回特別国会では、ホルムズ海峡を巡る情勢の緊迫化を踏まえ、陸運・海運・航空・船員関係の各団体からヒアリングを実施した。燃料価格上昇、航路・航空路の変更、輸送コスト増、船員・乗務員の負担等について現場の状況を聴取し、関係国・事業者との情報共有・連携、輸送の安全確保、サプライチェーンの強靱化に向けた対応の必要性を確認した。

### 沖縄振興・北方対策

219回臨時国会では、沖縄北方部門会議において2026年度予算概算要求に係る沖縄振興関係予算および北方対策について、政府からヒアリングを行った。沖縄振興については離島の交通・物流基盤整備、観光振興、子どもの貧困対策、農業・医療、物価高対策等を議論し、北方対策については隣接地域の振興、啓発施設の改修、元島民等による墓参の実現に向けた課題を議論した。

また、党本部では沖縄県知事から2026・2027年度沖縄振興に関し、交通渋滞対策や学校給食費無償化をはじめとする予算確保、税制改正等について要請を受けた。

党の沖縄協議会は2026年4月に沖縄県を訪問し、離島の交通・物流や農業・医療の現状、基地周辺地域の課題について現地調査・意見交換を実施し、その結果を踏まえ政府からヒアリングを行った。

# 31 予算・決算・行政監視

### 政局に明け暮れる政府・与党に経済対策の実施を迫る

2025 年は、依然として物価高が続き、特に飲食料品の値上げは 2 万品目を超え、米の価格は前年比で約 2 倍となるなど、国民生活は厳しさを増していた。にもかかわらず、与党である自民党は党内政局に明け暮れ、国民の暮らしは置き去りにされていた。

こうした状況を受けて、立憲民主党は11月14日、「くらし・いのちを守り、賃上げを加速する緊急経済対策」（総額8.9 兆円規模）を策定・公表した。本対策は、2026年10月からの食料品消費税ゼロ、減税実施までのつなぎとしての「物価高・食卓緊急支援金」（中低所得者世帯 1 人当たり 3 万円＋子ども 1 人当たり 2 万円の給付）など、緊要性・即効性のある施策に重点を置き、財源についても、外為特会剰余金、基金の積み過ぎ分などを活用することで、赤字国債を発行せずに「財政規律ある経済対策」を実行することを提言するものであった。

遅れること 11 月 21 日、政府は「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定し、同対策に基づき、219 回臨時国会に 2025 年度補正予算を提出した。しかしながら、同補正予算は、巨額の財政出動によりインフレを助長し、かえって国民生活を窮地に追い込みかねない上に、物価高等の影響で深刻な状況に置かれている方々に対する支援策が不足しているという深刻な問題点を抱えていた。

こうした認識の下、立憲民主党は、他党と共同で、同補正予算につき、撤回のうえ編成替えを求める動議を衆議院予算委員会に提出した。本動議は、基金の積み増しなど、緊要性を欠く支出を減額・削減するなどして、歳出規模の抑制と国債発行額の縮減を図るとともに、中低所得者層に対する現金給付、電気・ガス料金支援の期間延長など、緊急の物価高対策を図るものだったが、与党等の反対により否決された。

こうした状況に鑑み、立憲民主党は同補正予算に反対したが、与党等の賛成により、12 月 16 日、原案通り成立した。

### イラン情勢緊迫化を踏まえた予算修正を要求

政府は 2025 年 12 月 26 日、2026 年度当初予算を閣議決定した。一般会計総額は過去最大の 122.3 兆円規模とされた。

今回の予算審議は、高市首相が 220 回通常国会の召集日となる 2026 年 1 月 23 日に衆議院を解散したことにより、例年より遅れての開始となった。この時点で予算の年度内成立が極めて厳しいことは明らかだったが、政府・与党は無理やり審議時間を圧縮しようと試み、衆議院では、予算審議が始まってわずか数日後の予算委員会理事会で、与党が採決までのスケジュール表を提示するなど、常軌を逸した議会運営が重ねられた。野党は衆議院予算委員長解任決議案を提出するなどして抗戦したが、「数の力」に圧倒され、政府・与党側の目論見通り、2026 年度当初予算は 3 月 13 日に衆議院を通過した。

参議院においては依然として少数与党の状況が続いており、立憲民主党は、野党第一党として、例年通りの充実した予算審議の実現に向けて奔走した。結果として、政府・与党は予算の年度内成立を断念し、立憲民主党をはじめとする野党が求めた通り、暫定予算を成立させた上で、一定の充実審議が実現することとなった。

2 月 28 日にアメリカがイランを攻撃して以降、情勢の緊迫化を受け、物価高が加速していたが、政府提出の当初予算は前年末に閣議決定をされたものであり、その影響は考慮されていなかった。こうした状況を受けて、立憲民主党は、他党と共同で、財源を確保した上で、燃料・




2025.11.14 「くらし・いのちを守り、賃上げを加速する緊急経済対策」を発表



2026.07.06 参議院決算委員会で総理入りの締めくくり総括質疑を実施

電気・ガス価格の引き下げや低所得者世帯向けの給付金、「防衛増税」と高額療養費の自己負担限度額の引き上げ凍結、ナフサの供給減・価格高騰を受けた医療機関支援の実施など、国民の「命」と「暮らし」を守るための修正案を参議院予算委員会に提出した。本修正案は政府案と並行審議されたが、与党等の反対により否決された。

こうした状況に鑑み、立憲民主党は同予算に反対したが、与党等の賛成により、4月7日、原案通り成立した。

### 「白紙委任」の補正予算の抜本的見直しを迫る

2026年度当初予算成立後、イラン情勢の緊迫化による国民生活への影響に鑑み、立憲民主党は、補正予算の早期編成を求めた。当初、補正予算は不要との見解を示し続けていた高市内閣だったが、6月3日に2026年度補正予算を閣議決定し、同日、国会に提出した。

しかしながら、この補正予算は、総額3.1兆円のうち3兆円、実に97%が予備費で占められるという異例・異常な「白紙委任」予算であり、既に国民生活に具体的な影響が生じている現状に鑑みれば、断じて認め難い内容であった。

こうした認識の下、立憲民主党は、地域・現場の声を踏まえて、他党と共同で、同補正予算に対する修正案を提出した。本修正案は、「白紙委任」の予備費を減額し、ガソリン・軽油等の価格引き下げ、低所得者・子育て世帯への現金給付などの具体的な施策を掲げるとともに、「積み過ぎ基金」の国庫返納により財源を確保し、赤字国債の追加発行を一切行わないことによって、財政に対する市場の信認を維持し、更なる円安・金利上昇に歯止めを掛ける、責任ある補正予算へと転換を図るものであったが、与党等の反対により否決された。

こうした状況に鑑み、立憲民主党は同補正予算に反対したが、与党等の賛成により、6月5日、原案通り成立した。

### 今後の正常化・適正化を前提に2024年度予備費に賛成

221回特別国会では、2024年度予備費2件が審議された。立憲民主党は、コロナ禍以降肥大化した予備費が未だ正常化されたとは言い難い規模であることなど、問題点を指摘しつつ、その内容については、能登地域の復旧・復興に必要な措置であり、とりわけ、2024年度補正予算の審議の際、立憲民主党からの提案で、予備費のうち1,000億円の使途を能登地域の復旧・復興に限定する修正がなされたことを受けて支出が行われていることなど、概ね賛同できるものとなっていることから、引き続き、国会審議等を通じて、予備費の正常化・適正化を図っていくことを前提に、賛成した。いずれも6月17日、賛成多数で承諾された。

### 2024年度決算等に反対、内閣に対して警告

参議院では219回臨時国会、221回特別国会で2024年度決算等が審議された。立憲民主党は、①歳出の肥大化に歯止めが掛かっていないこと、②依然として予備費の正常化がなされていないこと、③基金が濫用され、「積み過ぎ」が多額に上っていることを主たる理由として、2024年度決算並びに国有財産増減等計算書に反対するとともに、内閣に対する警告決議、措置要求決議、会計検査院への検査要請を取りまとめ、賛成した。なお、国有財産無償貸付状況総計算書は、住民生活に資する国有財産を地方公共団体等に無償で貸し付けるものであることから賛成とした。措置要求決議、検査要請は7月6日の決算委員会で決議・要請され、その他は7月8日の本会議で是認・警告された。

# 資料

# 立憲民主党が提出した議員立法

**会派略称：**立=(衆議院)立憲民主党・無所属（参議院)立憲民主・無所属/自=自由民主党・無所属の会/維=日本維新の会/国=(衆議院)国民民主党・無所属クラブ（参議院）国=国民民主党・新緑風会/公=公明党/参=参政党/保=日本保守党/れ=れいわ新選組/共=日本共産党/有=有志の会/こ=減税保守こども/沖=沖縄の風/み=チームみらい・無所属の会/社=社会民主党

| 議案種類-議案番号 | 法律等名称 | 提出会派 | 筆頭提出者・発議者 | 提出日 | 審査状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| **218 回臨時国会提出法案** | | | | | |
| 衆法-1 | **租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案** | 立維国共参保 | 重徳和彦 | 08/01 | 成立 |
| **219 回臨時国会提出法案** | | | | | |
| 衆法-1 | **飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案** | 立 | 吉田はるみ | 10/31 | 審査未了 |
| 衆法-7 | **国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案** | 立 | 黒岩宇洋 | 12/01 | 審査未了 |
| 衆法-9 | **特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案** | 立 | 岡本充功 | 12/05 | 審査未了 |
| 衆法-12 | **刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案** | 立 | 酒井なつみ | 12/08 | 審査未了 |
| 衆法-18 | **令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案** | 立れ共こ | 米山隆一 | 12/15 | 審査未了 |
| 衆法-19 | **運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案** | 自立維国公れ共有 | 橘慶一郎(自) | 12/15 | 審査未了 |
| **221 回特別国会提出法案** | | | | | |
| 参法-10 | **児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案** | 立公 | 高木真理 | 06/23 | 未付託未了 |
| 参法-11 | **主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案** | 立国公参共 | 舟山康江(国) | 06/24 | 審査未了 |
| 参法-13 | **公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案** | 立 | 小西洋之 | 07/02 | 未付託未了 |
| 参法-14 | **特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案** | 立公 | 小西洋之 | 07/07 | 未付託未了 |
| 参法-15 | **特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案** | 立国公共れ沖み社 | 舟山康江(国) | 07/08 | 未付託未了 |
| 参法-16 | **国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案** | 立共れ沖社 | 打越さく良 | 07/09 | 未付託未了 |

# 立憲民主党が提出した修正案

**会派略称：**立=(衆議院)立憲民主党・無所属（参議院)立憲民主・無所属/自=自由民主党・無所属の会/維=日本維新の会/国=国民民主党・無所属クラブ/公=公明党/共=日本共産党/参=参政党/沖=沖縄の風

| 原案の提出回次-議案種類-議案番号 | 修正案等名称 | ポイント | 提出日 | 提出会派 | 提出院・委員会 | 審査結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 218-衆法-1 | **租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案** | ①本体施行日を「令和七年十二月三十一日」に修正、②流通の混乱を回避するための油槽所在庫に係る控除（還付）の規定への差替、③軽油引取税の当分の間税率廃止のために必要な措置を講じる規定を新設、④安定財源の確保の方針（令和七年末までに税制措置の結論、おおむね一年を目途に安定財源の具体的方策の結論、地方の安定財源の確保に係る具体的方策の結論と、地方の財政運営に支障を生じないようにする適切な対応）を規定。 | 11/21 | 自立維国公共 | 衆・財務金融 | 修正議決 |
| 217-閣法-21 | **医療法等の一部を改正する法律案に対する修正案** | ①閣法に盛り込まれた医師偏在対策の中で、本来の保険給付とは関連性が乏しい医師手当事業に医療保険の保険料を充てる規定を削除し、全額国費負担とすること、②医師不足対策を行う市町村による基金の設置、③実効性ある医療計画の確保のためのロジックモデルに基づくＰＤＣＡサイクルの実施等。 | 11/25 | 立国 | 衆・厚生労働 | 撤回 |
| | | ①医師手当事業を行うに当たり医療保険者等が意見を述べる仕組みの構築についての検討、②実効性ある医療計画の確保のためのロジックモデルに基づくＰＤＣ | 11/26 | 自立維国公 | 衆・厚生労働 | 修正議決 |

| 原案の提出回次-議案種類-議案番号 | 修正案等名称 | ポイント | 提出日 | 提出会派 | 提出院・委員会 | 審査結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | Ａサイクルの実施、③介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保についての検討、④電子カルテ普及におけるクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用等。 | | | | |
| 221-閣法-1 | **財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案** | 令和８年度から令和12年度の５年間特例公債の発行を可能とする政府提出の特例公債法案に対し、財政への責任及び市場への信認を明確に示すため、授権期間を複数年度とするのではなく、以前のように単年度ごとに国会の承認が必要とする。 | 03/31 | 立公参 | 参・財務金融 | 否決 |
| 221-閣法-3 | **所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案** | 被災地の復興のために課することとした復興特別所得税を、防衛力強化という目的も性質も全く異なる防衛特別所得税に付け替えようとするのは、極めて不適当であり、防衛特別法人税の創設とたばこ税の見直しにより１兆円を超える収入が見込まれていることから、防衛特別所得税の創設（防衛増税）を凍結する。 | 03/31 | 立公参 | 参・財務金融 | 否決 |
| 221-閣法-24 | **国家情報会議設置法案に対する修正案** | 省庁横断的なインテリジェンス機能を強化するための司令塔組織を設置する点については賛同できるものの、本来これと同時に提案されるべき民主的統制のための措置や、日本国憲法が保障する基本的人権の不当な侵害の防止、政治的中立 | 05/26 | 立 | 参・内閣 | 否決 |

| 原案の提出回次-議案種類-議案番号 | 修正案等名称 | ポイント | 提出日 | 提出会派 | 提出院・委員会 | 審査結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 性の確保のための措置等が講じられていないことから、国家情報会議及び国家情報局を設置する前提として、個人情報やプライバシーの保護に必要な歯止めとなる措置を講じるなど、国民の懸念を払拭するために必要な修正を行う。 | | | | |
| 221-閣法-25 | **健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案** | ①高額療養費については、政令を定めるに当たっての考慮事項等の追加（高額療養費制度が医療保険制度において中核的な役割を果たすこと等）、詳細な実態調査を行い、患者等の意見を聴いた上での抜本的改革の実施等、②OTC 類似薬の追加負担については、対象薬剤を判断する観点の追加等を規定する。 | 05/26 | 立公 | 参・厚生労働 | 否決 |
| 221-閣法-54 | **個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案** | 人工知能（AI）開発やビッグデータへの活用を含む「統計作成等」を目的とすれば、本人の同意なく、公開されている病歴や犯罪歴などの要配慮個人情報の取得や、個人データ等を第三者である事業者に提供することを可能とする、いわゆる「統計特例」を設けることについて、要配慮個人情報を対象から除くとともに、第三者が個人関連情報を要配慮個人情報として取得することが想定される場合は、対象外とする。 | 07/08 | 立公沖 | 参・デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別 | 否決 |
| 221-閣法-61 | **刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案** | 証拠の一覧表の提供命令に係る規定の追加、再審の請 | 07/16 | 立公 | 参・法務 | 否決 |

| 原案の提出回次-議案種類-議案番号 | 修正案等名称 | ポイント | 提出日 | 提出会派 | 提出院・委員会 | 審査結果 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 求理由との関連性を要件としない職権による証拠の提出命令及び開示命令に係る規定の追加、証拠の複製等の目的外使用の禁止に係る規定の削除及び裁判所による証拠の複製等の使用目的の制限その他適当と認める条件の付与に係る規定の追加、再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての禁止、検討条項の追加。 | | | | |
| 221-閣法-64 | **皇室典範等の一部を改正する法律案に対する修正案** | ①皇族の養子に関する事項に係る皇室典範の改正規定を削る。②女性皇族婚姻後の配偶者と子の身分についての検討を加え、施行期日を「公布の日から起算して3月を経過した日」から「公布の日から起算して1年を経過した日」に改め、附則第6条の見直し規定のうち、同条第1項の規定により検討が加えられるに当たって、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは30年ごとに見直しが行われるものとする旨の規定を削る。 | 07/16 | 立 | 参・皇室典範等の一部を改正する法律案特別 | 否決 |

# 国会案件一覧

## 218 回臨時国会(2025 年 8 月 1 日～8 月 5 日)・219 回臨時国会(2025 年 10 月 21 日～12 月 17 日)・220 回通常国会(2026 年 1 月 23 日衆議院解散)

**会派略称：** 【衆議院】立=立憲民主党・無所属/自=自由民主党・無所属の会/維=日本維新の会/国=国民民主党・無所属クラブ/公=公明党/れ=れいわ新選組/共=日本共産党/有=有志の会(～2025 年 10 月 6 日、10 月 20 日～)有志・改革の会(2025 年 10 月 6 日～10 月 20 日)/参=参政党/保=日本保守党(～2025 年 10 月 8 日)/改=改革の会(2025 年 9 月 22 日～10 月 6 日、10 月 20 日～11 月 28 日)/こ=減税保守こども(2025 年 10 月 8 日～)/各=無所属

【参議院】立=立憲民主・社民・無所属/自=自由民主党(～2025 年 10 月 15 日、11 月 11 日～)自由民主党・無所属の会(2025 年 10 月 15 日～11 月 11 日)/国=国民民主党・新緑風会/公=公明党/維=日本維新の会/参=参政党/共=共産党/れ=れいわ新選組/保=日本保守党(2025 年 7 月 29 日～)/沖=沖縄の風/各=各派に属しない議員

(※) 省＝審査省略、附＝委員会審査時に附帯決議を可決
備考欄にある”(会派略称)”は「会派の一部」の意

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| **議員提出法案(衆法)** | | | | | |
| 継続 | **就労支援給付制度の導入に関する法律案(階猛君外五名[立]提出第 215 回国会衆法第 2 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(古川元久君外一名[国]提出第 216 回国会衆法第 1 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 216 回国会衆法第 4 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案(丹野みどり君外一名[国]提出第 216 回国会衆法第 5 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **政治資金規正法の一部を改正する法律案(大串博志君外八名[立維参保]提出第 216 回国会衆法第 9 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案(古川元久君外二名[国]提出第 216 回国会衆法第 12 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **政治資金規正法等の一部を改正する法律案(大串博志君外七名[立]提出第 216 回国会衆法第 13 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **財政法の一部を改正する法律案(田中健君外一名[国]提出第 216 回国会衆法第 17 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案(浅野哲君外一名[国]提出第 216 回国会衆法第 19 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名[立維国]提出第 216 回国会衆法第 22 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(中島克仁君外九名[立国]提出第 216 回国会衆法第 23 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(前原誠司君外五名[維国]提出第 216 回国会衆法第 24 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **学校給食法の一部を改正する法律案(城井崇君外十名[立維国]提出第 216 回国会衆法第 25 号)** | 未了 | | | |
| 継続 | **医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案(中島克仁君外十二名[立]提出第 217 回国会衆法第 1 号)** | 未了 | | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 継続 | 訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案(井坂信彦君外十二名[立国]提出第 217 回国会衆法第 2 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(井坂信彦君外十五名[立維国]提出第 217 回国会衆法第 3 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名[自]提出第 217 回国会衆法第 4 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(大野敬太郎君外三名[自]提出第 217 回国会衆法第 5 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 6 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案(津村啓介君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 7 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 健康保険法等の一部を改正する法律案(中島克仁君外十名[立]提出第 217 回国会衆法第 8 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(階猛君外六名[立国]提出第 217 回国会衆法第 11 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案(青柳仁士君外一名[維]提出第 217 回国会衆法第 12 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(大串博志君外十名[立維有参]提出第 217 回国会衆法第 21 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案(階猛君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 22 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 217 回国会衆法第 23 号) | 未了 | | | |
| 継続 | ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案(青柳仁士君外二名[維]提出第 217 回国会衆法第 24 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 217 回国会衆法第 25 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 地方税法の一部を改正する法律案(吉川元君外六名[立]提出第 217 回国会衆法第 27 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 民法の一部を改正する法律案(黒岩宇洋君外五名[立]提出第 217 回国会衆法第 29 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名[維]提出第 217 回国会衆法第 30 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 217 回国会衆法第 31 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君[国]提出第 217 回国会衆法第 32 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 民法の一部を改正する法律案(円より子君外四名[国]提出第 217 回国会衆法第 35 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(神谷裕君外八名[立国共有]提出第 217 回国会衆法第 38 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(神谷裕君外八名[立国共有]提出第 217 回国会衆法第 39 号) | 未了 | | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 継続 | 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(神谷裕君外八名[立国共有]提出第 217 回国会衆法第 40 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案(神谷裕君外八名[立国共有]提出第 217 回国会衆法第 41 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案(神谷裕君外四名[立有]提出第 217 回国会衆法第 42 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十七名[立国]提出第 217 回国会衆法第 43 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十七名[立国]提出第 217 回国会衆法第 44 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 公務員庁設置法案(大島敦君外十七名[立国]提出第 217 回国会衆法第 45 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十五名[立国]提出第 217 回国会衆法第 46 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十五名[立国]提出第 217 回国会衆法第 47 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名[立]提出第 217 回国会衆法第 50 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 衆議院の解散に係る手続等に関する法律案(武正公一君外五名[立]提出第 217 回国会衆法第 51 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案(川内博史君外八名[立維]提出第 217 回国会衆法第 52 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十八名[立国有]提出第 217 回国会衆法第 54 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 政治団体における複式簿記の導入に関する法律案(池下卓君外二名[維]提出第 217 回国会衆法第 55 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(大西健介君外十一名[立]提出第 217 回国会衆法第 56 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十二名[立国]提出第 217 回国会衆法第 57 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(山口俊一君外四名[自国公]提出第 217 回国会衆法第 58 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外一名[国]提出第 217 回国会衆法第 59 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(山田勝彦君外九名[立国有]提出第 217 回国会衆法第 60 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(平岡秀夫君外十八名[立国れ共参]提出第 217 回国会衆法第 61 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(近藤和也君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 62 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案(谷田川元君外四名[立]提出第 217 回国会衆法第 63 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 64 号) | 未了 | | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 継続 | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(小宮山泰子君外七名[立]提出第 217 回国会衆法第 65 号) | 未了 | | | |
| 継続 | 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案(篠原孝君外九名[立国れ共有参]提出第 217 回国会衆法第 66 号) | 未了 | | | |
| 08/01 | 租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(重徳和彦君外十名[立維国共参保]提出第 218 回国会衆法第 1 号) | 11/25 修正 | 附 11/28 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 10/31 | 飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案(吉田はるみ君外四名[立]提出第 219 回国会衆法第 1 号) | 未了 | | | |
| 11/19 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名[国公]提出第 219 回国会衆法第 2 号) | 未了 | | | |
| 11/25 | 自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに自動車税及び軽自動車税の種別割の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(向山好一君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 3 号) | 未了 | | | |
| 11/25 | 自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 4 号) | 未了 | | | |
| 11/26 | 愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案(衆議院文部科学委員長提出第 219 回国会衆法第 5 号) | 省 11/27 可決 | 12/03 可決 | 賛成 | 衆反=れ共<br>参反=共れ |
| 11/26 | インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 6 号) | 未了 | | | |
| 12/01 | 国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案(黒岩宇洋君外八名[立]提出第 219 回国会衆法第 7 号) | 未了 | | | |
| 12/01 | 政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外八名[自維]提出第 219 回国会衆法第 8 号) | 未了 | | | |
| 12/05 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外十名[立]提出第 219 回国会衆法第 9 号) | 未了 | | | |
| 12/05 | 高次脳機能障害者支援法案(衆議院厚生労働委員長提出第 219 回国会衆法第 10 号) | 省 12/08 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 12/05 | 衆議院議員の定数削減等に関する法律案(加藤勝信君外九名[自維]提出第 219 回国会衆法第 11 号) | 未了 | | | |
| 12/08 | 刑法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(酒井なつみ君外九名[立]提出第 219 回国会衆法第 12 号) | 未了 | | | |
| 12/11 | 非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(鳩山紀一郎君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 13 号) | 未了 | | | |
| 12/11 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第 219 回国会衆法第 14 号) | 省 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| 12/11 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第 219 回国会衆法第 15 号) | 省 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| 12/12 | 盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(田中健君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 16 号) | 未了 | | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 12/15 | 障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外一名[国]提出第 219 回国会衆法第 17 号) | 未了 | | | |
| 12/15 | 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(米山隆一君外七名[立れ共こ]提出第 219 回国会衆法第 18 号) | 未了 | | | |
| 12/15 | 運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(橘慶一郎君外八名[自立維国公れ共有]提出第 219 回国会衆法第 19 号) | 未了 | | | |
| 議員提出法案(参法) | | | | | |
| 08/01 | 障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限の撤廃のために早急に講ずべき措置に関する法律案(浜口誠君外一名[国]発議第 218 回国会参法第 1 号) | | 未付託未了 | | |
| 10/21 | 所得税法の一部を改正する法律案(浜口誠君外一名[国]発議第 219 回国会参法第 1 号) | | 未付託未了 | | |
| 10/21 | 地方税法の一部を改正する法律案(浜口誠君外一名[国]発議第 219 回国会参法第 2 号) | | 未付託未了 | | |
| 10/27 | 刑法の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外三名[参]発議第 219 回国会参法第 3 号) | | 未付託未了 | | |
| 11/25 | 防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷宗幣君外四名[参]発議第 219 回国会参法第 4 号) | | 未付託未了 | | |
| 11/25 | 特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名[参]発議第 219 回国会参法第 5 号) | | 未付託未了 | | |
| 12/09 | 新型コロナウイルス感染症対策及びｍＲＮＡワクチン施策等検証委員会の設置等に関する法律案(神谷宗幣君外三名[参]発議第 219 回国会参法第 6 号) | | 未付託未了 | | |
| 12/12 | 政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案(竹詰仁君外一名[国]発議第 219 回国会参法第 7 号) | | 未付託未了 | | |
| 01/23 | 政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置に関する法律案(上田勇君外三名[公]発議第 220 回国会参法第 1 号) | | 未付託未了 | | |
| 政府提出法案(閣法) | | | | | |
| 継続 | 医療法等の一部を改正する法律案(第 217 回国会閣法第 21 号) | 附 11/27 修正 | 附 12/05 可決 | 賛成 | 衆反=れ共<br>参反=共れ沖 |
| 11/11 | ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 1 号) | 附 11/25 可決 | 附 12/03 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 11/11 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 2 号) | 附 11/25 可決 | 附 12/03 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 11/11 | 更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 3 号) | 附 11/25 可決 | 附 12/03 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 11/11 | 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 4 号) | 11/27 可決 | 12/05 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 12/08 | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 5 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| 12/08 | 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 6 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 衆反=れ共<br>参反=共れ(各) |
| 12/08 | 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 7 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 12/08 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 8 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| 12/08 | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 9 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| 12/08 | 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(第 219 回国会閣法第 10 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 賛成 | 反=れ |
| **予算** | | | | | |
| 12/08 | 令和七年度一般会計補正予算（第１号）（第 219 回国会予算第 1 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 反対 | 衆反=立れ共有参<br>参反=立参共れ沖(保)(各) |
| 12/08 | 令和七年度特別会計補正予算（特第１号）（第 219 回国会予算第 2 号) | 12/11 可決 | 12/16 可決 | 反対 | 衆反=立れ共有参<br>参反=立参共れ沖(保)(各) |
| **決算** | | | | | |
| 継続 | 令和五年度一般会計歳入歳出決算(第 216 回国会決算) | 未了 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度特別会計歳入歳出決算(第 216 回国会決算) | 未了 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書(第 216 回国会決算) | 未了 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度政府関係機関決算書(第 216 回国会決算) | 未了 | 議了 | | |
| 11/18 | 令和六年度一般会計歳入歳出決算(第 219 回国会決算) | 未了 | 継続 | | |
| 11/18 | 令和六年度特別会計歳入歳出決算(第 219 回国会決算) | 未了 | 継続 | | |
| 11/18 | 令和六年度国税収納金整理資金受払計算書(第 219 回国会決算) | 未了 | 継続 | | |
| 11/18 | 令和六年度政府関係機関決算書(第 219 回国会決算) | 未了 | 継続 | | |
| **国有財産** | | | | | |
| 継続 | 令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第 216 回国会国有財産) | 未了 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第 216 回国会国有財産) | 未了 | 議了 | | |
| 11/18 | 令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第 219 回国会国有財産) | 未了 | 継続 | | |
| 11/18 | 令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第 219 回国会国有財産) | 未了 | 継続 | | |
| **承諾** | | | | | |
| 継続 | 令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）(内閣提出第 217 回国会承諾) | 未了 | | | |
| 継続 | 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）(内閣提出第 217 回国会承諾) | 未了 | | | |
| 継続 | 令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）(内閣提出第 217 回国会承諾) | 未了 | | | |
| **NHK 決算** | | | | | |
| 継続 | 日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第 207 回国会ＮＨＫ決算) | 12/08 異議がない | 12/03 是認 | 賛成 | 衆反=れ共(各)<br>参反=共れ(保)(各) |
| 継続 | 日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第 210 回国会ＮＨＫ決算) | 12/08 異議がない | 12/03 是認 | 賛成 | 衆反=れ共(各)<br>参反=共れ(保)(各) |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 継続 | **日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第212回国会ＮＨＫ決算)** | 12/08 異議がない | 12/03 是認 | 賛成 | 衆反=れ共(各)<br>参反=共れ(保)(各) |
| 継続 | **日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第216回国会ＮＨＫ決算)** | 12/08 異議がない | 12/03 是認 | 賛成 | 衆反=れ共(各)<br>参反=共れ(保)(各) |
| 12/16 | **日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第219回国会ＮＨＫ決算)** | 未了 | 審査未了 | | |
| **規則(衆議院)** | | | | | |
| 継続 | **衆議院規則の一部を改正する規則案(武正公一君外五名[立]提出第217回国会規則第2号)** | 未了 | | | |
| 11/25 | **衆議院規則の一部を改正する規則案(衆議院議院運営委員長提出第219回国会規則第1号)** | 省 11/25 可決 | | 賛成 | 衆=全会一致 |
| 11/27 | **衆議院規則の一部を改正する規則案(衆議院議院運営委員長提出第219回国会規則第2号)** | 省 11/27 可決 | | 賛成 | 衆反=れ共参(各) |

# 国会案件一覧

## 221 回特別国会(2026 年 2 月 18 日～7 月 25 日)

**会派略称：**【衆議院】自=自由民主党・無所属の会/中=中道改革連合・無所属/維=日本維新の会/国=国民民主党・無所属クラブ/参=参政党/み=チームみらい/共=日本共産党/各=無所属

【参議院】立=立憲民主・無所属/自=自由民主党・無所属の会/国=国民民主党・新緑風会/公=公明党/維=日本維新の会/参=参政党/共=共産党/れ=れいわ新選組/保=日本保守党/沖=沖縄の風/み=チームみらい・無所属の会/社=社会民主党/各=各派に属しない議員

（※）省＝審査省略、附＝委員会審査時に附帯決議を可決
備考欄にある”（会派略称）”は「会派の一部」の意

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| **議員提出法案(衆法)** | | | | | |
| 03/02 | **政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名[中国]提出第 221 回国会衆法第 1 号)** | 継続 | | | |
| 03/10 | **令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案(伊佐進一君外二名[中国]提出第 221 回国会衆法第 2 号)** | 継続 | | | |
| 03/10 | **インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名[国]提出第 221 回国会衆法第 3 号)** | 04/23 否決 | | | 衆反=自維参み共(各) |
| 03/10 | **運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院国土交通委員長提出第 221 回国会衆法第 4 号)** | 省 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 03/12 | **地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院災害対策特別委員長提出第 221 回国会衆法第 5 号)** | 省 03/13 可決 | 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/27 | **障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外二名[国]提出第 221 回国会衆法第 6 号)** | 継続 | | | |
| 04/20 | **全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案(浜地雅一君外三名[中み共]提出第 221 回国会衆法第 7 号)** | 継続 | | | |
| 04/22 | **食育基本法の一部を改正する法律案(衆議院農林水産委員長提出第 221 回国会衆法第 8 号)** | 省 04/23 可決 | 05/20 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 05/15 | **刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名[中み共]提出第 221 回国会衆法第 9 号)** | 06/16 否決 | | | 衆反=自維国参(各) |
| 05/26 | **国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第 221 回国会衆法第 10 号)** | 省 05/26 可決 | 05/29 可決 | 賛成 | 衆反=み(各)<br>参反=れ(み)(各) |
| 06/05 | **日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外八名[自維国参]提出第 221 回国会衆法第 11 号)** | 附 06/19 可決 | 附 07/24 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 06/10 | **政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名[自維]提出第 221 回国会衆法第 12 号)** | 継続 | | | |
| 06/11 | **郵政民営化法等の一部を改正する法律案(衆議院総務委員長提出第 221 回国会衆法第 13 号)** | 省 06/16 可決 | 06/19 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 06/12 | **政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名[参み]提出第 221 回国会衆法第 14 号)** | 継続 | | | |
| 06/16 | **国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議院運営委員長提出第 221 回国会衆法第 15 号)** | 省 06/16 可決 | 06/19 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 06/16 | 自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名[国]提出第 221 回国会衆法第 16 号) | 継続 | | | |
| 06/16 | 自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名[国]提出第 221 回国会衆法第 17 号) | 継続 | | | |
| 06/16 | 国旗の損壊等の処罰に関する法律案(松野博一君外十六名[自維国参]提出第 221 回国会衆法第 18 号) | 附 06/30 可決 | 附 07/17 可決 | 反対 | 衆反=(各)<br>衆欠=中国参み共<br>参反=立公共れ沖み社(各) |
| 06/23 | 自動車盗難対策等の推進に関する法律案(橋本幹彦君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 19 号) | 継続 | | | |
| 06/23 | 盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(西岡義高君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 20 号) | 継続 | | | |
| 06/23 | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 21 号) | 継続 | | | |
| 06/24 | 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院内閣委員長提出第 221 回国会衆法第 22 号) | 省 06/25 可決 | 07/08 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 06/24 | 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院文部科学委員長提出第 221 回国会衆法第 23 号) | 省 06/25 可決 | 07/15 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 06/24 | 特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名[国]提出第 221 回国会衆法第 24 号) | 継続 | | | |
| 06/24 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(西岡義高君外一名[国]提出第 221 回国会衆法第 25 号) | 07/15 否決 | | | 衆反=自維み(各) |
| 06/24 | 公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外十名[自中維国参み]提出第 221 回国会衆法第 26 号) | 附 06/26 可決 | 附 07/13 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 06/24 | 国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案(簗和生君外七名[自維]提出第 221 回国会衆法第 27 号) | 07/15 修正 | 附 07/24 可決 | 反対 | 衆反=中国参共(各)<br>参反=立国公参共れ保沖社(各) |
| 06/24 | 衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名[自維]提出第 221 回国会衆法第 28 号) | 継続 | | | |
| 07/10 | 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出第 221 回国会衆法第 29 号) | 省 07/14 可決 | 附 07/24 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 07/15 | 賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 30 号) | 継続 | | | |
| 07/15 | 賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 31 号) | 継続 | | | |
| 07/15 | 受託中小企業振興法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 32 号) | 継続 | | | |
| 07/15 | ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 33 号) | 継続 | | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 07/16 | 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外二名[国]提出第 221 回国会衆法第 34 号) | 継続 | | | |
| 07/16 | 公職選挙法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 35 号) | 継続 | | | |
| 07/16 | 非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(森ようすけ君外三名[国]提出第 221 回国会衆法第 36 号) | 継続 | | | |
| 07/16 | 自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(山岡達丸君外十二名[中国]提出第 221 回国会衆法第 37 号) | 継続 | | | |
| 07/22 | 建築士法の一部を改正する法律案(衆議院国土交通委員長提出第 221 回国会衆法第 38 号) | 省 07/22 可決 | 07/24 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| **議員提出法案(参法)** | | | | | |
| 03/19 | 政党交付金の交付を受ける政党の組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案(竹詰仁君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 1 号) | | 未付託未了 | | |
| 03/27 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 2 号) | | 未付託未了 | | |
| 03/27 | 所得税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 3 号) | | 未付託未了 | | |
| 03/27 | 地方税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 4 号) | | 未付託未了 | | |
| 04/02 | 防諜に関する施策の推進に関する法律案(神谷宗幣君外四名[参]発議第 221 回国会参法第 5 号) | | 未付託未了 | | |
| 04/02 | 特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外四名[参]発議第 221 回国会参法第 6 号) | | 未付託未了 | | |
| 04/02 | 刑法の一部を改正する法律案(神谷宗幣君外三名[参]発議第 221 回国会参法第 7 号) | | 撤回 | | |
| 05/19 | 内密出産に対応するための体制の整備等の促進に関する法律案(伊藤孝恵君[国]発議第 221 回国会参法第 8 号) | | 未付託未了 | | |
| 06/17 | 外国人総合政策庁の設置等による外国人政策の総合的な推進に関する法律案(神谷宗幣君外三名[参]発議第 221 回国会参法第 9 号) | | 未付託未了 | | |
| 06/23 | 児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案(高木真理君外一名[立公]発議第 221 回国会参法第 10 号) | | 未付託未了 | | |
| 06/24 | 主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案(舟山康江君外四名[立国公参共]発議第 221 回国会参法第 11 号) | | 審査未了 | | |
| 06/30 | 政治資金規正法の一部を改正する法律案(石川博崇君外三名[国公]発議第 221 回国会参法第 12 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/02 | 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(小西洋之君外二名[立]発議第 221 回国会参法第 13 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/07 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(小西洋之君外三名[立公]発議第 221 回国会参法第 14 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/08 | 特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案(舟山康江君外七名[立国公共れ沖み社]発議第 221 回国会参法第 15 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/09 | 国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関す | | 未付託未了 | | |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | る法律案(打越さく良君外九名[立共れ沖社]発議第 221 回国会参法第 16 号) | | | | |
| 07/10 | 少額投資非課税制度における国債に係る所得に対する所得税の非課税に関する措置等に関する法律案(原田秀一君[国]発議第 221 回国会参法第 17 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/15 | 大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案(奥村祥大君外三名[国公]発議第 221 回国会参法第 18 号) | | 7/24 否決 | 賛成 | 参反=自維み(れ)(各) |
| 07/15 | 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君[国]発議第 221 回国会参法第 19 号) | | 未付託未了 | | |
| 07/15 | 特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(奥村祥大君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 20 号) | | 審査未了 | | |
| 07/16 | 国の出資を通じた特定民間賃貸住宅の供給の促進を図るための措置に関する法律案(奥村祥大君外一名[国]発議第 221 回国会参法第 21 号) | | 未付託未了 | | |
| 政府提出法案(閣法) | | | | | |
| 02/20 | 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 1 号) | 附 03/13 可決 | 03/31 可決 | 反対 | 衆反=中共(各)<br>参反=立公共れ沖社(各) |
| 02/20 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 2 号) | 03/13 可決 | 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 02/20 | 所得税法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 3 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 反対 | 衆反=中参み共(各)<br>参反=立公参共れ保沖社(み)(各) |
| 02/20 | 地方税法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 4 号) | 03/13 可決 | 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 02/20 | 地方交付税法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 5 号) | 03/13 可決 | 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 02/20 | 関税定率法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 6 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 02/27 | 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 7 号) | 附 04/16 可決 | 附 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 02/27 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 8 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参れ保 |
| 02/27 | 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 9 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ(保) |
| 03/03 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 10 号) | 03/13 可決 | 03/31 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 03/03 | 農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案(第 221 回国会閣法第 11 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/03 | 日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 12 号) | 附 03/13 可決 | 附 03/31 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/06 | 防災庁設置法案(第 221 回国会閣法第 13 号) | 附 05/19 可決 | 附 07/13 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 03/06 | 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第 221 回国会閣法第 14 号) | 附 05/19 可決 | 附 07/13 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/06 | 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 15 号) | 附 05/14 可決 | 附 05/29 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/06 | 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 16 号) | 04/14 可決 | 05/13 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/06 | 環境省設置法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 17 号) | 附 04/16 可決 | 附 05/15 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/06 | 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 18 号) | 附 04/28 可決 | 06/26 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/10 | 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 19 号) | 附 04/16 可決 | 附 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/10 | 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 20 号) | 附 04/28 可決 | 附 05/29 可決 | 反対 | 衆反=中共(各)<br>参反=立共れ沖社(各) |
| 03/10 | 旅券法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 21 号) | 04/14 可決 | 04/24 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 03/10 | 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 22 号) | 04/23 可決 | 附 05/20 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/10 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 23 号) | 附 05/14 可決 | 06/03 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参れ(各) |
| 03/13 | 国家情報会議設置法案(第 221 回国会閣法第 24 号) | 附 04/23 可決 | 附 05/27 可決 | 反対 | 衆反=共(各)<br>参反=立共れ沖社(各) |
| 03/13 | 健康保険法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 25 号) | 附 04/28 可決 | 附 05/29 可決 | 反対 | 衆反=共(各)<br>参反=立公共れ沖社(各) |
| 03/13 | 産業技術力強化法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 26 号) | 附 06/02 可決 | 附 06/12 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/17 | 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 27 号) | 附 05/14 可決 | 附 05/29 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/17 | 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 28 号) | 附 04/16 可決 | 附 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖 |
| 03/17 | 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 29 号) | 附 04/16 可決 | 附 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/19 | 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 30 号) | 附 05/19 修正 | 附 06/10 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 31 号) | 附 05/26 可決 | 附 06/17 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 32 号) | 附 04/16 可決 | 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 33 号) | 附 05/14 可決 | 05/22 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ(各) |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 03/24 | 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 34 号) | 附 06/02 可決 | 06/12 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ社 |
| 03/24 | 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 35 号) | 附 04/23 可決 | 附 05/15 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 03/24 | 電気事業法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 36 号) | 附 06/25 可決 | 附 07/17 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/27 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第 221 回国会閣法第 37 号) | 04/28 可決 | 05/27 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/27 | 下水道法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 38 号) | 附 05/26 可決 | 07/15 可決 | 賛成 | 衆反=参共(各)<br>参反=参共れ沖社 |
| 03/27 | 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 39 号) | 06/04 可決 | 07/24 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参(保) |
| 03/27 | 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 40 号) | 06/11 可決 | 04/24 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/31 | 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 41 号) | 附 06/25 修正 | 附 07/13 可決 | 賛成 | 衆反=参共(各)<br>参反=参共れ沖社 |
| 03/31 | 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 42 号) | 附 06/25 可決 | 附 04/17 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 04/03 | 民法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 43 号) | 附 05/26 可決 | 附 06/17 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参れ |
| 04/03 | 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第 221 回国会閣法第 44 号) | 05/26 可決 | 附 06/17 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参れ |
| 04/03 | 社会福祉法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 45 号) | 附 05/26 可決 | 附 06/19 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 04/03 | 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案(第 221 回国会閣法第 46 号) | 附 06/19 可決 | 附 07/17 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 04/03 | 種苗法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 47 号) | 附 06/19 可決 | 附 07/17 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 04/03 | 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 48 号) | 附 06/03 可決 | 附 07/08 可決 | 反対 | 衆反=参共(各)<br>参反=立参共れ沖社(各) |
| 04/03 | 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案(第 221 回国会閣法第 49 号) | 附 05/12 可決 | 附 05/29 可決 | 賛成 | 衆反=参(各)<br>参反=参れ |
| 04/03 | 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(第 221 回国会閣法第 50 号) | 05/19 可決 | 06/10 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 04/03 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 51 号) | 附 06/02 可決 | 附 04/17 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 04/03 | 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 52 号) | 附 06/02 可決 | 附 04/17 可決 | 賛成 | 全会一致 |
| 04/07 | 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 53 号) | 05/26 可決 | 附 07/10 可決 | 賛成 | 衆反=参共(各)<br>参反=参共れ沖社(保) |
| 04/07 | 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 54 号) | 附 05/26 可決 | 附 07/10 可決 | 反対 | 衆反=中参共(各)<br>参反=立公参共れ沖社(保)(各) |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 04/07 | 学校教育法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 55 号) | 附 04/28 可決 | 附 06/10 可決 | 賛成 | 衆反=参共(各)<br>参反=参共れ保沖社 |
| 04/07 | 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 56 号) | 附 06/02 可決 | 附 07/10 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 04/10 | 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 57 号) | 附 06/11 可決 | 附 07/15 可決 | 賛成 | 衆反=参共(各)<br>参反=参共れ沖社 |
| 04/10 | ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(第 221 回国会閣法第 58 号) | 附 06/16 可決 | 附 07/17 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 04/10 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 59 号) | 附 05/26 可決 | 附 06/12 可決 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ |
| 04/10 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 60 号) | 附 05/26 可決 | 附 06/12 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 05/15 | 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 61 号) | 附 06/16 修正 | 附 07/17 可決 | 反対 | 衆反=中国み共(各)<br>参反=立国公共れ沖社(み)(各) |
| 05/15 | 著作権法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 62 号) | 附 06/04 可決 | 附 06/17 可決 | 賛成 | 衆=全会一致<br>参反=社 |
| 06/09 | 予防接種法の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 63 号) | 附 06/30 可決 | 附 07/24 可決 | 賛成 | 衆欠=中国参み共<br>参反=参れ |
| 06/30 | 皇室典範等の一部を改正する法律案(第 221 回国会閣法第 64 号) | 附 07/10 可決 | 附 07/17 可決 | 反対 | 衆反=共(み)(各)<br>参反=立共れ沖社各 |
| 条約 | | | | | |
| 03/24 | 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 1 号) | 06/02 承認 | 06/19 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 2 号) | 06/02 承認 | 06/19 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 3 号) | 06/02 承認 | 06/19 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/24 | 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 4 号) | 04/23 承認 | 05/15 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/24 | 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 5 号) | 04/23 承認 | 05/15 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/24 | 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 6 号) | 04/23 承認 | 05/15 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/24 | 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 7 号) | 04/23 承認 | 05/15 承認 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/31 | 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 8 号) | 06/02 承認 | 06/19 承認 | 賛成 | 全会一致 |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 03/31 | 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 9 号) | 05/19 承認 | 05/29 承認 | 賛成 | 反=共 |
| 03/31 | 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 10 号) | 05/19 承認 | 05/29 承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 03/31 | 国際民間航空条約第五十条（ａ）の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 11 号) | 05/19 承認 | 05/29 承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 03/31 | 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件(第 221 回国会条約第 12 号) | 05/19 承認 | 05/29 承認 | 賛成 | 全会一致 |
| 予算 | | | | | |
| 02/20 | 令和八年度一般会計予算(第 221 回国会予算第 1 号) | 03/13 可決 | 04/07 可決 | 反対 | 衆反=中国参み共(各)<br>参反=立国公参共れ沖社(み)(各) |
| 02/20 | 令和八年度特別会計予算(第 221 回国会予算第 2 号) | 03/13 可決 | 04/07 可決 | 反対 | 衆反=中国参み共(各)<br>参反=立国公参共れ沖社(み)(各) |
| 02/20 | 令和八年度政府関係機関予算(第 221 回国会予算第 3 号) | 03/13 可決 | 04/07 可決 | 反対 | 衆反=中国参み共(各)<br>参反=立国公参共れ沖社(み)(各) |
| 03/27 | 令和八年度一般会計暫定予算(第 221 回国会予算第 4 号) | 03/30 可決 | 03/30 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/27 | 令和八年度特別会計暫定予算(第 221 回国会予算第 5 号) | 03/30 可決 | 03/30 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 03/27 | 令和八年度政府関係機関暫定予算(第 221 回国会予算第 6 号) | 03/30 可決 | 03/30 可決 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ |
| 06/03 | 令和八年度一般会計補正予算（第１号）(第 221 回国会予算第 7 号) | 06/04 可決 | 06/05 可決 | 反対 | 衆反=中参共(各)<br>参反=立公参共れ沖社(各) |
| 06/03 | 令和八年度特別会計補正予算（特第１号）(第 221 回国会予算第 8 号) | 06/04 可決 | 06/05 可決 | 反対 | 衆反=中参共(各)<br>参反=立公参共れ沖社(各) |
| 決算 | | | | | |
| 継続 | 令和五年度一般会計歳入歳出決算(第 216 回国会決算) | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度特別会計歳入歳出決算(第 216 回国会決算) | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度国税収納金整理資金受払計算書(第 216 回国会決算) | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | 令和五年度政府関係機関決算書(第 216 回国会決算) | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | 令和六年度一般会計歳入歳出決算(第 219 回国会決算) | 継続 | 07/08 是認 | 反対 | 参反=立国参共れ沖社(み)(各) |
| 継続 | 令和六年度特別会計歳入歳出決算(第 219 回国会決算) | 継続 | 07/08 是認 | 反対 | 参反=立国参共れ沖社(み)(各) |
| 継続 | 令和六年度国税収納金整理資金受払計算書(第 219 回国会決算) | 継続 | 07/08 是認 | 反対 | 参反=立国参共れ沖社(み)(各) |
| 継続 | 令和六年度政府関係機関決算書(第 219 回国会決算) | 継続 | 07/08 是認 | 反対 | 参反=立国参共れ沖社(み)(各) |

| 提出 | 案件名 | 衆結果 | 参結果 | 態度 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| **国有財産** | | | | | |
| 継続 | **令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第 216 回国会国有財産)** | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | **令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第 216 回国会国有財産)** | 継続 | 議了 | | |
| 継続 | **令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書(内閣提出第 219 回国会国有財産)** | 継続 | 07/08 是認 | 反対 | 参反=立国参共れ沖社(み)(各) |
| 継続 | **令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書(内閣提出第 219 回国会国有財産)** | 継続 | 07/08 是認 | 賛成 | 参反=国 |
| **承認** | | | | | |
| 03/03 | **放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出第 221 回国会承認第 1 号)** | 附 03/13 承認 | 附 03/31 承認 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ保(各) |
| **承諾** | | | | | |
| 03/17 | **令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第 221 回国会承諾)** | 06/04 承諾 | 06/17 承諾 | 賛成 | 衆反=共(各)<br>参反=共れ沖社 |
| 03/17 | **令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(内閣提出第 221 回国会承諾)** | 06/04 承諾 | 06/17 承諾 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ社 |
| 03/17 | **令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)(内閣提出第 221 回国会承諾)** | 継続 | | | |
| 05/19 | **令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)(内閣提出第 221 回国会承諾)** | 継続 | | | |
| 05/19 | **令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(内閣提出第 221 回国会承諾)** | 継続 | | | |
| **NHK 決算** | | | | | |
| 継続 | **日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(内閣提出第 219 回国会ＮＨＫ決算)** | 06/26 異議がない | 07/15 是認 | 賛成 | 衆反=(各)<br>参反=れ保(各) |
| **規程(参議院)** | | | | | |
| 04/07 | **参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(参議院議長発議 221 回国会規程第 1 号)** | | 4/7 可決 | 賛成 | 参=全会一致 |
| **決議(衆議院)** | | | | | |
| 03/12 | **予算委員長坂本哲志君解任決議案(重徳和彦君外四名[中参み共]提出第 221 回国会決議第 1 号)** | 省 03/13 否決 | | | 衆反=自維(各) |

# 「次の内閣」・政務調査会役員等一覧

## （219 回臨時国会～220 回通常国会）

※218 回臨時国会での「次の内閣」・政務調査会役員等一覧は「国会レポート 2025」をご覧ください

## 次の内閣(NC)

| | |
|---|---|
| ネクスト内閣総理大臣 | 野田 佳彦 |
| ネクスト総務・政治改革担当大臣 | 山花 郁夫 |
| ネクスト法務・外国人政策担当大臣 | 黒岩 宇洋 |
| ネクスト外務・拉致問題担当大臣 | 源馬 謙太郎 |
| ネクスト財務金融大臣 | 稲富 修二 |
| ネクスト文部科学大臣 | 荒井 優 |
| ネクスト厚生労働大臣 | 小西 洋之 |
| ネクスト農林水産大臣 | 神谷 裕 |
| ネクスト経済産業大臣 | 古賀 之士 |
| ネクスト国土交通大臣 | 白石 洋一 |
| ネクスト環境大臣 | 森田 俊和 |
| ネクスト防衛大臣 | 篠原 豪 |
| ネクスト内閣官房長官 | 本庄 知史 |
| ネクスト国務大臣 | |
| （内閣部門総括、国家公安委員会、防災等担当） | 森山 浩行 |
| （公文書管理、行政改革、国家公務員制度、沖縄北方等担当） | 川内 博史 |
| （ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代、消費者等担当） | 塩村 あやか |
| （こども政策、少子化対策、若者活躍等担当） | 酒井 なつみ |
| ネクスト復興・福島再生大臣 | 鎌田 さゆり |
| ネクストデジタル・地方創生担当大臣 | 岸 真紀子 |
| ネクスト内閣官房副長官 | 城井 崇 |
| | 徳永 エリ |
| | 山岡 達丸 |
| | 井坂 信彦 |

## 政務調査会役員 ※印は政調三役会議メンバー

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 政務調査会長 | 本庄 知史 | ※ | | | | |
| 会長代行 | 城井 崇 | ※ | | | | |
| 会長代理 | 徳永 エリ | ※(参・政審会長) | | | | |
| 会長代理 | 山岡 達丸 | ※ | | | | |
| 会長代理 | 井坂 信彦 | ※ | | | | |
| 筆頭副会長 | 杉尾 秀哉 | ※ | | | | |
| 副会長 | 伊藤 俊輔 | ※(代表補佐) | | | | |
| | 石垣 のりこ | ※(参・政審会長代理) | | | | |
| | 山岸 一生 | ※(広報副委員長) | | | | |
| | 櫻井 周 | 中谷 一馬 | 打越 さく良 | 尾辻 かな子 | 宮川 伸 | |
| 政調会長補佐 | 安藤じゅん子 | 五十嵐 えり | 大塚 小百合 | 下野 幸助 | 杉村 慎治 | |
| | 宗野 創 | 高松 智之 | 辻 英之 | 西川 厚志 | 藤原 規眞 | |
| | 水沼 秀幸 | 矢﨑 堅太郎 | 柳沢 剛 | 郡山 りょう | 小島 とも子 | |
| | 福士 珠美 | 山内 佳菜子 | | | | |

# 部門役員

| 部門名 | | NC大臣名 | 関係委員会（衆議院） | 関係委員会（参議院） | NC大臣 | NC副大臣 | NC副大臣 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務部門 | | ネクスト総務・政治改革担当大臣 | 総務 | 総務 | 山花 郁夫 | 岡島 一正 | 小沢 雅仁 |
| 政治改革部門 | | | 政治改革 | 政治改革 | | 落合 貴之 | 羽田 次郎 |
| 法務部門 | | ネクスト法務・外国人政策担当大臣 | 法務 | 法務 | 黒岩 宇洋 | 寺田 学 | 打越 さく良 |
| 外務部門 | | ネクスト外務・拉致問題担当大臣 | 外務 | 外交防衛（外交部分） | 源馬 謙太郎 | 末松 義規 | 青木 愛 |
| | | | | ODA及び国際協力、人道支援等 | | | 牧山 ひろえ |
| 拉致問題部門 | | | 拉致問題 | 拉致問題 | | 牧 義夫 | 打越 さく良 |
| 財務金融部門 | | ネクスト財務金融大臣 | 財務金融、予算 | 財務金融、予算 | 稲富 修二 | 藤岡 たかお | 森 ゆうこ |
| | | | 決算行政監視（決算部分） | 決算 | | 中谷 一馬 | 羽田 次郎 |
| 文部科学部門 | | ネクスト文部科学大臣 | 文部科学 | 文部科学 | 荒井 優 | 津村 啓介 | 古賀 千景 |
| 厚生労働部門 | | ネクスト厚生労働大臣 | 厚生労働 | 厚生労働 | 小西 洋之 | 岡本 充功 | 石橋 通宏 |
| 農林水産部門 | | ネクスト農林水産大臣 | 農林水産 | 農林水産 | 神谷 裕 | 金子 恵美 | 石垣 のりこ |
| 経済産業部門 | | ネクスト経済産業大臣 | 経済産業 | 経済産業 | 古賀 之士 | 大西 健介 | 森本 真治 |
| 国土交通部門 | | ネクスト国土交通大臣 | 国土交通 | 国土交通 | 白石 洋一 | 谷田川 元 | 蓮舫 |
| 環境部門 | | ネクスト環境大臣 | 環境 | 環境 | 森田 俊和 | 篠原 孝 | 三上 えり |
| | | | 震災復興・原子力（原子力部分） | | | 小熊 慎司 | |
| 防衛部門 | | ネクスト防衛大臣 | 安全保障 | 外交防衛（防衛部分） | 篠原 豪 | 渡辺 周 | 青木 愛 |
| 内閣部門 | （内閣部門総括、国家公安委員会等） | ネクスト国務大臣（内閣部門総括、国家公安委員会、防災等担当） | 内閣 | 内閣 | 森山 浩行 | 櫻井 周 | 杉尾 秀哉 |
| | （公文書管理、行政改革、国家公務員制度等） | ネクスト国務大臣（公文書管理、行政改革、国家公務員制度、沖縄北方等担当） | 内閣（公文書管理、行政改革、国家公務員制度部分） | 内閣（公文書管理、行政改革、国家公務員制度部分） | 川内 博史 | 山岸 一生 | 杉尾 秀哉 |
| | | | 決算行政監視（行政監視部分） | 行政監視 | | 中谷 一馬 | 田島 麻衣子 |
| | （ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代等） | ネクスト国務大臣（ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代、消費者等担当） | 内閣（ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代部分） | 内閣（ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代部分） | 塩村 あやか | 櫻井 周 | 杉尾 秀哉 |
| 復興・福島再生部門 | | ネクスト復興・福島再生大臣 | 震災復興・原子力（震災復興部分） | 災害対策及び東日本大震災復興 | 鎌田 さゆり | 小熊 慎司 | 小沢 雅仁 |
| 災害対策・防災部門 | | ネクスト国務大臣（内閣部門総括、国家公安委員会、防災等担当） | 災害対策 | | 森山 浩行 | 近藤 和也 | |
| 沖縄北方部門 | | ネクスト国務大臣（公文書管理、行政改革、公務員制度、沖縄北方等担当） | 沖縄北方 | 沖縄・北方及び地方（沖北部分） | 川内 博史 | 松木 けんこう | 徳永 エリ |
| 消費者部門 | | ネクスト国務大臣（ジェンダー、共生社会、就職氷河期世代、消費者等担当） | 消費者問題 | 消費者問題 | 塩村 あやか | 青山 大人 | 村田 享子 |
| 地方・こども・デジタル部門 | （こども政策） | ネクスト国務大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍等） | 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成（こども政策部分） | 子ども・子育て・若者活躍 | 酒井 なつみ | 野間 健 | 高木 真理 |
| | （地方創生、デジタル） | ネクストデジタル・地方創生大臣 | 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成（地域活性化、デジタル社会形成部分） | 沖縄・北方及び地方（地方部分） | 岸 真紀子 | 中谷 一馬 | 勝部 賢志 |
| | | | | デジタル社会形成及び人工知能の活用等 | | | |

## 調査会

| 調査会名 | 会長・座長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 憲法調査会 | 大串 博志 | 松尾 明弘 |
| 税制調査会 | 重徳 和彦 | 道下 大樹 |
| 外交・安全保障総合調査会 | 岡田 克也 | 源馬 謙太郎 |
| 環境・エネルギー総合調査会 | 田嶋 要 | 山崎 誠 |
| 社会保障改革総合調査会 | 長妻 昭 | 柚木 道義 |

## 本部（役員室所管）

| 本部名 | 本部長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 政治改革推進本部 | 渡辺 周 | 落合 貴之 |
| 拉致問題対策本部 | 渡辺 周 | 笠 浩史（幹事長）<br>青柳 陽一郎（事務総長） |
| 沖縄協議会 | 近藤 昭一 | 石橋 通宏 |
| 東日本大震災復興本部 | 安住 淳 | 金子 恵美 |
| 農林漁業再生本部 | 田名部 匡代 | 徳永 エリ |
| 選択的夫婦別姓実現本部 | 辻元 清美 | 黒岩 宇洋 |
| 日米通商問題対策本部 | 重徳 和彦 | 山岡 達丸 |
| 旧統一教会被害対策本部 | 早稲田 ゆき | 宮川 伸 |
| 子ども・若者応援本部 | 大西 健介 | 岡本 あき子 |
| 令和６年能登半島地震・豪雨災害対策本部 | 野田 佳彦 | 近藤 和也 |
| 協同組合制度協議会 | 小山 展弘 | 石垣 のりこ |
| 安定的な皇位継承に関する検討本部 | 馬淵 澄夫 | 吉田 はるみ |

## プロジェクトチーム（ＰＴ）

| ＰＴ名 | 座長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 島政策ＰＴ | 野間 健 | 山田 勝彦 |
| 外国人労働者の受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方ＰＴ | 牧山 ひろえ | 鎌田 さゆり |
| 性的指向・性自認に関するＰＴ（ＳＯＧＩ　ＰＴ） | 尾辻 かな子 | 佐々木 ナオミ |
| 障がい・難病ＰＴ | 横沢 高徳 | 道下 大樹 |

## ワーキングチーム（ＷＴ）

| ＷＴ名 | 座長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 食料･農業･農村政策ＷＴ | 田名部 匡代 | 横沢 高徳 |
| 森林･林業･山村振興ＷＴ | 近藤 和也 | 渡辺 創 |
| 水産政策ＷＴ | 徳永 エリ | 川原田 英世 |
| 畜産･酪農政策ＷＴ | 渡辺 創 | 西川 将人 |
| 農業用ため池対策ＷＴ | 大串 博志 | 近藤 和也 |
| コメ政策（水田政策）ＷＴ | 神谷 裕 | 岡田 華子 |
| 食育基本法検討ＷＴ | 石垣 のりこ | 岡田 華子 |
| 第三者機関ＷＴ | 落合 貴之 | 水沼 秀幸 |
| ネット投票検討ＷＴ | 落合 貴之 | 丸尾 圭祐 |
| 公職選挙法改正検討ＷＴ | 落合 貴之 | 丸尾 圭祐 |
| 新しい金融政策ＷＴ | 近藤 和也 | 米山 隆一 |
| 防災庁設置検討ＷＴ | 緑川 貴士 | 升田 世喜男 |
| 不動産投資商品をめぐる被害対策ＷＴ | 谷田川 元 | 尾辻 かな子 |
| 不動産政策ＷＴ | 松田 功 | 尾辻 かな子 |
| 再エネ産業創生ＷＴ | 宮川 伸 | 村田 享子 |
| 農地再生×ソーラーシェアリング戦略ＷＴ | 山田 勝彦 | 齋藤 裕喜 |

# 政務調査会役員等一覧

（221 回特別国会～2026 年 8 月 28 日現在）

## 政務調査会役員

| | |
|---|---|
| 政務調査会長 | 徳永 エリ |
| 会長代行 | 杉尾 秀哉 |
| 副会長 | 石垣 のりこ |
| | 柴 愼一 |
| | 郡山 りょう |

## 部会

| 部会名 | 部会長 |
|---|---|
| 内閣 | 杉尾 秀哉 |
| 総務 | 岸 真紀子 |
| 法務 | 打越 さく良 |
| 外交 | 田島 麻衣子 |
| 安全保障 | 広田 一（無所属） |
| 財政・金融 | 柴 愼一 |
| 文部科学 | 勝部 賢志 |
| 厚生労働 | 小西 洋之 |
| 農林水産 | 石垣 のりこ |
| 経済産業 | 古賀 之士 |
| 国土交通 | 蓮舫 |
| 環境 | 三上 えり |
| 決算・行政監視 | 吉田 忠智 |
| 復興・防災 | 小沢 雅仁 |
| こども家庭 | 高木 真理 |

## 調査会・プロジェクトチーム（ＰＴ）

| 調査会・ＰＴ名 | 会長・座長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 憲法調査会 | 小西 洋之 | 小沢 雅仁 |
| 税制調査会 | 熊谷 裕人 | 高木 真理 |
| 社会保障・雇用制度改革調査会 | 石橋 通宏 | 岸 真紀子 |
| 外交・安全保障調査会 | 小西 洋之 | 羽田 次郎 |
| 外国人受け入れ制度及び<br>多文化共生社会のあり方に関するＰＴ | 石橋 通宏 | 岸 真紀子 |

## 本部等

| 本部等名称 | 本部長・座長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 政治改革推進本部 | 熊谷 裕人 | 木戸口 英司 |
| 安定的な皇位継承に関する検討本部 | 長浜 博行 | 吉川 沙織（本部長代理） |
| 沖縄協議会 | 石橋 通宏 | 石垣 のりこ |
| 農林漁業再生本部 | 田名部 匡代 | 徳永 エリ |
| 東日本大震災復興本部 | 田名部 匡代 | 横沢 高徳 |
| 令和８年熊本地震対策本部 | 田名部 匡代 | 小沢 雅仁 |
| 令和８年千葉豪雨対策本部 | 田名部 匡代 | 小沢 雅仁 |

## 3 党合同プロジェクトチーム（ＰＴ）・本部等

| ＰＴ・本部等名称 | 座長・本部長 | 事務局長 |
|---|---|---|
| 「給付付き税額控除」に関する検討ＰＴ | 落合 貴之（中道） | 熊谷 裕人 |
| 選択的夫婦別姓制度実現ＰＴ | 西村 智奈美（中道） | 打越 さく良 |
| 多文化共生社会実現ＰＴ | 石川 博崇（公明） | 岸 真紀子 |
| 男女共同参画社会実現ＰＴ | 早稲田 ゆき（中道） | 塩村 あやか |
| 性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に関するＰＴ | 谷合 正明（公明） | 打越 さく良 |
| 「副首都法案」に関する三党合同会議 | 杉尾 秀哉 | 早稲田 ゆき（中道） |
| 令和８年熊本地震３党合同対策本部 | 田名部 匡代<br>階 猛（中道）<br>西田 実仁（公明） | 小沢 雅仁<br>渡辺 創（中道）<br>竹内 真治（公明） |

立憲民主党国会レポート 2026

発行日　2026 年 10 月 5 日
発行所　立憲民主党政務調査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-1

この国会レポートは 2026 年 8 月 28 日時点で編集したものです。